

令和4年7月11日

令和4年4月12日

(改)

歯科医師の医科麻酔研修の現状・課題

歯科医師の医科麻酔科研修の経緯

経緯

平成14年7月 「歯科医師の医科麻酔科研修のガイドライン」策定

歯科医師の医科麻酔科研修の質的向上、安全性の確保、研修の統一化に資することを目的として策定

平成20年6月 「歯科医師の医科麻酔科研修のガイドライン」改訂

歯科医師の医科麻酔科研修のガイドライン（平成20年6月9日）主な改訂内容

- ① 麻酔の責任者が研修指導者（麻酔科医師）であることの明確化
- ② 患者に対し、歯科医師が研修の目的で麻酔に参加することを説明し同意を得るため
- ③ 研修を受ける歯科医師が研修開始時及び修了時にインターネットを通じて日本歯科麻酔学会へ登録及び報告

第1 趣旨

国民に対する安全で質の高い歯科医療の推進に資するため、歯科医師の医科麻酔科における研修は重要であるが、研修といえども、診療行為を伴う場合には、法令を遵守しながら適正に行う必要があり、特に歯科及び歯科口腔外科疾患以外の症例に関する行為に関与する場合については、慎重な取扱いを期すべきである。本ガイドラインは、こうした観点から歯科医師の医科麻酔科における研修の在り方に関する基準を定めるものである。歯科医師の医科麻酔科研修の目的は次のいずれかとする。

- 1) 歯科患者の全身管理に関する知識と技能を身につけた歯科医師を育成するため。
- 2) 歯科患者の麻酔管理に関する知識と技能を身につけた歯科医師を育成するため。

歯科医師の医科麻酔科研修のガイドライン(平成20年6月9日)

第2 研修実施に当たっての基準

1) 研修施設

研修施設は次のいずれかとする。

(1) 社団法人日本麻醉科学会麻酔科認定病院

(2) 社団法人日本麻醉科学会が認定した麻酔科指導医または麻酔科専門医が常勤する歯科大学・歯学部附属病院

上記のいずれの施設であっても、当該病院長が受け入れを承認し、麻酔科の長が受け入れ承認及び研修管理を実施し、研修指導者が研修の直接的な指導を行うこと。

2) 研修指導者

研修指導者は、次の条件を満たす医師であること。

社団法人日本麻醉科学会が認定した麻酔科指導医、麻酔科専門医または麻酔科認定医

3) 研修を受ける歯科医師

研修を受ける歯科医師は、次の条件のすべてを満たす者であること。

(1) 歯科医師臨床研修を修了した歯科医師(2年間の研修プログラムに参加している者については、最初の1年間の研修を修了した者)。ただし、歯科医師臨床研修制度の必修化以前に歯科医師免許を受けている者は歯科医師臨床研修修了者の登録を受けた者とみなされること。

(2) 研修を希望する歯科医師が所属する診療科の長が別紙1によって当該歯科医師の歯科麻酔学に関する研修歴、臨床経験及び知識・技能の評価を記録し、研修開始前に研修施設の麻酔科の長に申請して、麻酔科の長の承認が得られた者。

(3) 研修を希望する歯科医師が所属する施設の長及び研修施設の長によって当該歯科医師の医科麻酔科研修の実施が承認された者。

4) 研修方法

(1) 研修を受ける歯科医師と研修施設の麻酔科の長は、当該歯科医師の研修開始時及び研修修了時には、所定の方式によって必要な事項の登録または報告等を行うこと(別添資料「歯科医師の医科麻酔科研修実施の流れ」を参照のこと)。

(2) 当該研修症例における麻酔の責任担当者は研修指導者であり、麻酔記録上の筆頭者となること。

(3) 別紙2に定める研修項目とその水準に従い、研修指導者が必要な指導・監督を行うことにより、適正を期すること。

(4) 研修実施に当たっては、必要に応じて、別紙2に定める水準よりも厳格な指導監督を行うなど、患者の安全に万全を期すること。

5) 患者の同意

研修指導者の資格を有する医師が、別紙3を参考として、歯科医師が研修の目的で麻酔行為に参加することを説明し、同意を得ること。

歯科医師の医科麻酔科研修(申請書)

(別紙1)

医科麻酔科研修を希望する歯科医師の研修歴、臨床経験及び知識・技能評価

研修希望歯科医師名 : _____

医科麻酔科研修を希望する上記の歯科医師について、歯科麻酔学に関する研修歴、臨床経験及び知識・技能についての評価結果を下記のとおり報告します。

1. 研修歴

年月日	研修内容
年 月 日～ 年 月 日	歯科医師臨床研修（〇〇病院〇〇プログラム）
年 月 日～ 年 月 日	△△病院△△科
年 月 日～ 年 月 日	

2. 臨床経験（見学を除く）

内 容	経験症例数	内 容	経験症例数
全身麻酔	例	外来主治医	例
静脈内鎮静法	例	病棟主治医	例
吸入鎮静法	例	その他（ ）	例
バイタルサインモニタリング	例	その他（ ）	例

3. 知識・技能評価

項目	評価
医療面接	I · II · III
全身管理	I · II · III
麻酔管理	I · II · III

I: 厳格な指導・監督が必要と思われるレベル

II: 基本的な知識・技能を有しているが、初步からの研修が望ましいレベル

III: 一定水準に達しており、研修によって更なる知識・技能の向上が期待できるレベル

平成_____年_____月_____日

施設名 : _____

所属診療科 : _____

科長 : _____

歯科医師の医科麻酔科研修(研修項目)

研修項目と研修水準

(別紙2)

研修水準		研修項目	
A	1. 術前管理	(1) 一般的な術前診察と全身状態評価	
	2. 術中管理	(1) 麻酔器の取扱い	
		(2) 麻酔前準備	
		(3) 末梢静脈確保	
		(4) 気道確保（用手またはエアウェイを用いたもの）	
		(5) 用手人工換気	
		(6) 気管吸引	
		(7) 基本的なモニタリング機器の装着と操作	
	3. 術後管理	(8) モニタリング項目の値の解釈と麻酔中の全身状態の把握	
B	1. 術前管理	(1) 麻酔管理方針の決定	
	2. 術中管理	(1) 麻酔導入・気管挿管（ラリンゲルマスク挿入を含む）	
		(2) 麻酔覚醒・抜管（ラリンゲルマスク抜去を含む）	
		(3) 麻酔中の合併症への対応	
		(4) 麻酔中の薬物投与	
		(5) 溶液・輸血の実施	
		(6) 手術患者への人工呼吸器の設定	
	3. 術後管理	(7) 動脈穿刺・動脈カテーテル留置	
		(1) 術後疼痛管理	
C	1. 術中管理	(2) 麻酔後の合併症への対応（侵襲的処置を伴わないもの）	
	2. 術後管理	(1) 中心静脈・肺動脈カテーテルの挿入	
		(2) 経食道心エコー装置のプローブ挿入	
	3. 局所麻酔	(1) 麻酔後の合併症への対応（侵襲的処置を伴うもの）	
	4. ベインクリニック	(1) 硬膜外麻酔・脊髄くも膜下麻酔	
D	5. 集中治療	(1) 局所麻酔薬・神経破壊薬を用いた神経ブロック	
	1. 術前管理	(1) ICUs収容患者の管理（長期人工呼吸管理を含む）	
	2. その他	(1) インフォームドコンセント 術前指示書の記載 上記以外で研修指導者が実施するのでなければ危険性を伴う専門性の高い技術	

研修水準

A : 研修指導者の指導・監督のもとに、実施可能なもの。

B : 研修指導者の指導・監督及び介助のもとに、実施が許容されるもの。

C : 研修指導者の行為を補助するもの。

D : 見学に留めるもの。

(注-1)

Bにいう「介助」とは、歯科医師の行為が実質的に機械的な作業とみなし得る程度まで研修指導者が管理・支配することをいう。

(注-2)

Cにいう「補助」とは、機械的な作業を行うことをいう。

歯科医師の医科麻酔科研修(同意書)

(別紙3)

麻酔についての説明・同意書（例示）

_____様

麻酔についての説明

1.
2.
- .
- .
- .

なお、麻酔は麻酔科医師が担当いたしますが、その指導・監督のもとに歯科医師が医科
麻酔科研修を実施いたします。

上記のとおり説明をいたしました。

平成____年____月____日

○○病院麻酔科

医師_____

○○病院長殿

説明を受け、理解し納得しましたので、上記の麻酔を受けることに同意します。

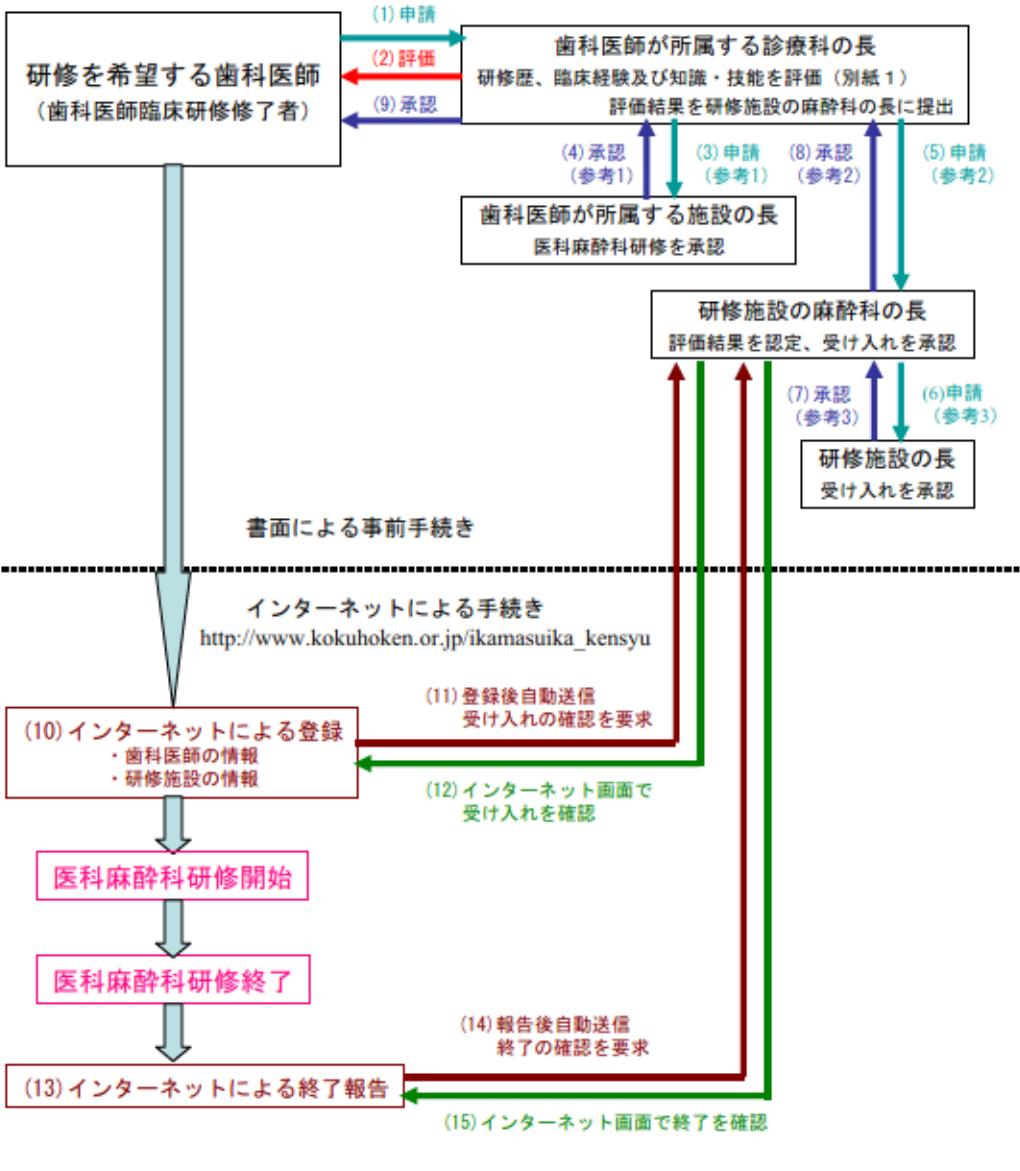
平成____年____月____日

患者様ご氏名_____

歯科医師の医科麻酔科研修の流れ

別添資料

歯科医師の医科麻酔科研修実施の流れ



歯科医師の医科麻酔科研修実施の流れの説明

1.書面による事前手続き

- 1) 医科麻酔科研修を希望する歯科医師（以後、歯科医師）が、所属する診療科長に研修希望を申請
- 2) 歯科医師の所属する診療科長が、歯科医師の研修歴、臨床経験及び知識・技能を評価（別紙1）
- 3) 歯科医師の所属する診療科長が、歯科医師の所属する施設長に研修実施を申請（参考1）
- 4) 歯科医師の所属する施設長が、診療科長に研修実施を承認（参考1）
- 5) 歯科医師の所属する診療科長が、研修施設の麻醉科の長に研修実施を申請（参考2）
- 6) 研修施設の麻醉科の長が、歯科医師の評価結果を認定
研修施設の麻醉科の長が、研修施設の長に歯科医師の受け入れを申請（参考3）
- 7) 研修施設の長が、麻醉科の長に歯科医師の受け入れを承認（参考3）
- 8) 研修施設の麻醉科の長が、歯科医師の所属する診療科長に研修実施を承認（参考2）
- 9) 歯科医師の所属する診療科長が、歯科医師に研修実施を承認

2.インターネットによる手続き(http://www.kokuhoken.or.jp/ikamasuika_kensyu)

- 10) 歯科医師が、インターネット上で歯科医師及び研修施設の情報を登録
- 11) インターネットサーバーから研修施設の麻醉科の長宛にメールを自動送信
歯科医師の受け入れの確認を要求
- 12) 研修施設の麻醉科の長が、歯科医師の受け入れを確認

歯科医師の医科麻酔科研修

- 13) 歯科医師が、インターネット上で研修終了を報告
- 14) インターネットサーバーから研修施設の麻醉科の長宛にメールを自動送信
歯科医師の研修終了の確認を要求
- 15) 研修施設の麻醉科の長が、歯科医師の研修終了を確認

研修歯科医の登録内容

■ 医科麻酔科研修 研修会員登録（研修歯科医師用）

下記の必要事項を入力して、送信ボタンをクリックして下さい。

送信後、会員ページのアドレスがご入力のメールアドレス宛に送付されますので、会員ページより研修申し込みをお願いいたします。

[>>プライバシーポリシーはこちらから](#)

*は必須項目ですので、必ずご入力ください。

お名前*	姓 <input type="text"/> 名 <input type="text"/>
お名前(フリガナ)*	姓 <input type="text"/> 名 <input type="text"/>
メールアドレス*	<input type="text"/> <small>(確認のため再入力)</small>
パスワード*	<input type="text"/> <small>会員ページログイン時のパスワードになります。 任意の英数字で入力してください。</small>
性別*	<input type="radio"/> 男性 <input type="radio"/> 女性
生年月日*	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 <small>(例: 1970年1月1日)</small>
所属(勤務先名称)*	<input type="text"/>
郵便番号*	<input type="text"/> - <input type="text"/>
連絡先住所所*	<input type="text"/>
電話番号*	<input type="text"/> - <input type="text"/> - <input type="text"/>
FAX番号	<input type="text"/> - <input type="text"/> - <input type="text"/>
所属学会*	日本歯科麻酔学会 / <input type="checkbox"/> 会員No <input type="text"/> 日本口腔外科学会 / <input type="checkbox"/> 会員No <input type="text"/> 日本障害者歯科学会 / <input type="checkbox"/> 会員No <input type="text"/> 日本老年歯科医学会 / <input type="checkbox"/> 会員No <input type="text"/> 日本小児歯科学会 / <input type="checkbox"/> 会員No <input type="text"/> 入会手続き中 / <input type="checkbox"/> 手続き中の学会名 <input type="text"/> その他所属学会名 / <input type="text"/>
通信欄 <small>(ご自由にお書きください)</small>	<input type="text"/>

出典：歯科麻酔学会HP
http://www.kokuhoken.or.jp/cgi-bin/kaiin_form/index.cgi

歯科医師の医科麻酔科研修のガイドラインについて(令和3年10月1日)

- 一般社団法人日本専門医機構による専門医の認定登録の状況等を踏まえ、ガイドラインの取扱を見直した。

1. 「歯科医師の医科麻酔科研修のガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）中の研修施設について、「社団法人日本麻醉科学会が認定した麻醉科指導医または麻醉科専門医が常勤する歯科大学・歯学部附属病院」とあるのは「公益社団法人日本麻醉科学会が認定した麻醉科指導医、麻醉科専門医または一般社団法人日本専門医機構が認定した機関専門医が常勤する歯科大学・歯学部附属病院」とし、研修指導者について「社団法人日本麻醉科学会が認定した麻醉科指導医、麻醉科専門医または麻醉科認定医」とあるのは、「公益社団法人日本麻醉科学会が認定した麻醉科指導医、麻醉科専門医、麻醉科認定医または一般社団法人日本専門医機構が認定した機関専門医」とする。
2. ガイドラインにおいて、「社団法人日本麻醉科学会」とあるのは「公益社団法人日本麻醉科学会」とする。

令和元年度調査

調査対象

- ・歯科医師の医科麻酔科研修の受け入れ施設の指導医 128施設（医学部 47施設、一般病院 81施設）
- ・研修を実施している歯科医師（以下、研修歯科医師） 255名

回収率

受け入れ施設 72施設（回収率 56.3%）

研修歯科医師 130名（回収率 51.0%）

令和2年度調査

調査対象

【医師】 1,426名

公益社団法人日本麻醉科学会認定病院の代表専門医

【歯科医師】 2,110名

公益社団法人日本口腔外科学会研修施設305施設、准研修施設286施設（計591施設）

※各施設ごとに医科麻酔科研修経験者1名と未経験者1名の合計 1,182名

一般社団法人日本歯科麻酔学会の歯科麻酔専門医328名

一般社団法人日本歯科麻酔学会の認定医から無作為抽出 300名

一般社団法人日本歯科麻酔学会の認定医資格未取得者から無作為抽出 300名

回収率

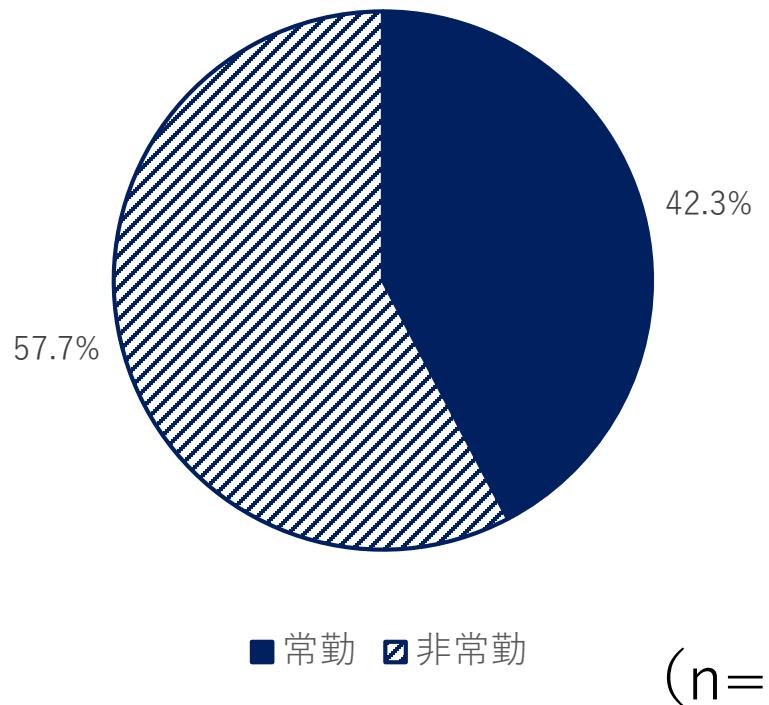
医師：886名（回収率：62.1%）

歯科医師：797名（回収率：37.8%）

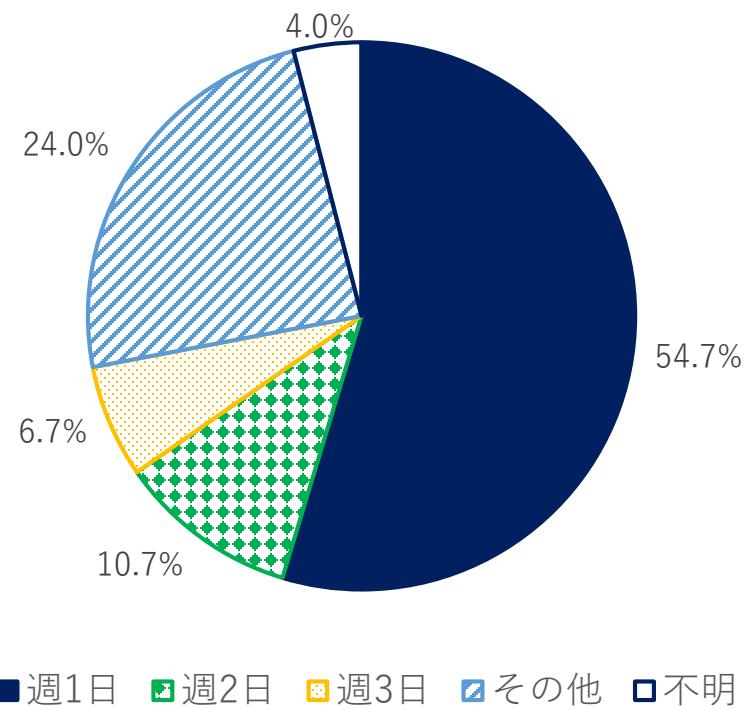
歯科医師の医科麻酔科研修中の歯科医師①

- 研修歯科医師の勤務状況について、常勤が約42%、非常勤が約58%であった。
- 非常勤の者の勤務日数は「週1日」が最も多く、約55%。次いで、「その他」、「週2回」の順であった。

【常勤か非常勤の別】



【非常勤の場合の勤務日数】



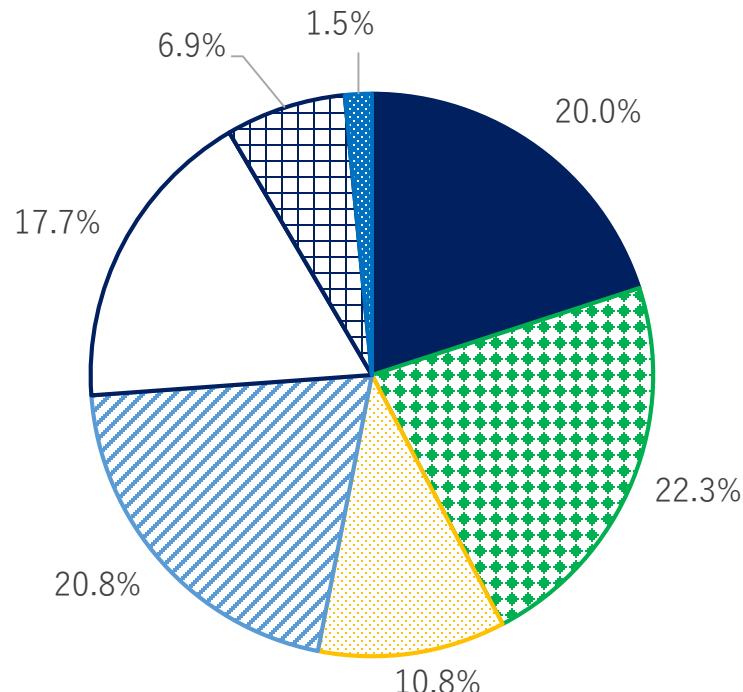
* 常勤：全日または週4日以上勤務
非常勤：週3日以下勤務

(n=75)

歯科医師の医科麻酔科研修中の歯科医師③

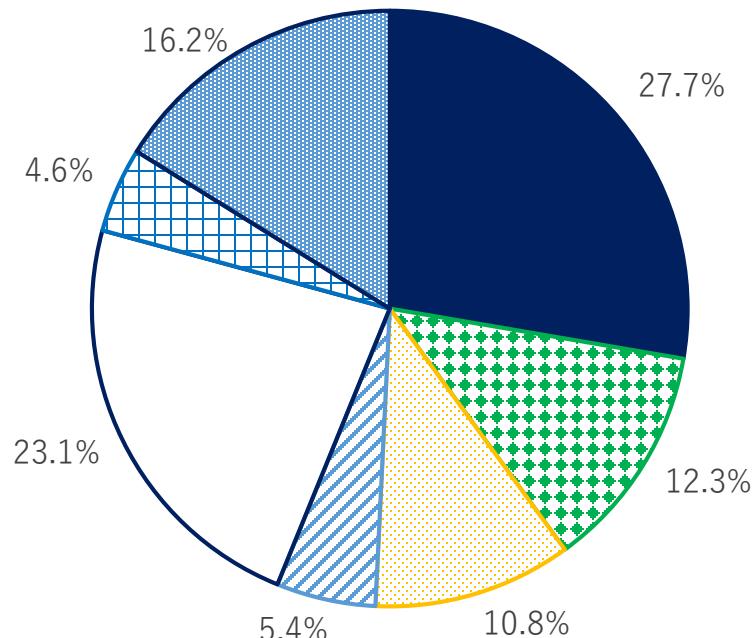
- 研修の目的について、「認定医レベルの維持」が最も多く約22%。次いで「専門医レベルの維持」、「認定医取得」の順であった。
- 研修終了後の予定について、「所属施設の歯科麻酔科医」が最も多く約28%。次いで、「研修継続」、「その他」の順であった。

【研修の目的】



(n=130)

【研修終了後の予定】

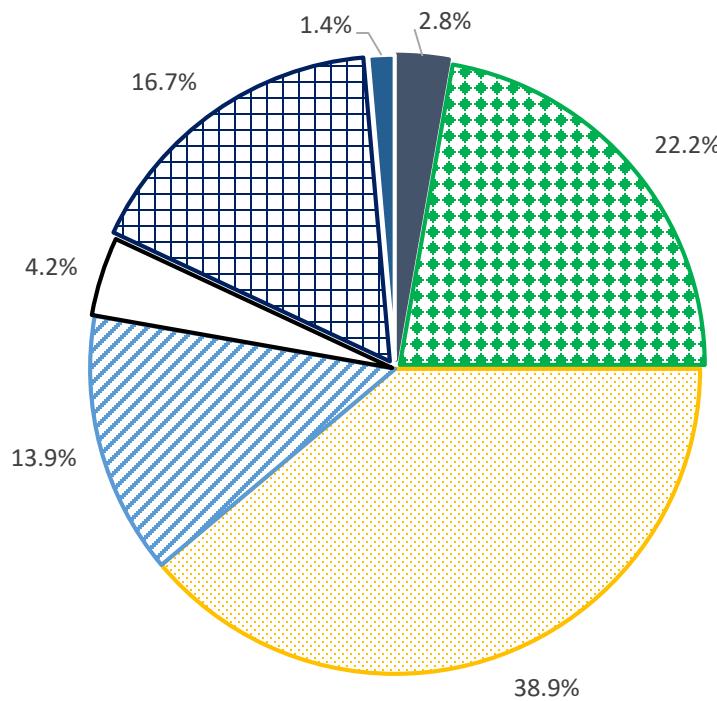


(n=130) 13

研修開始時期

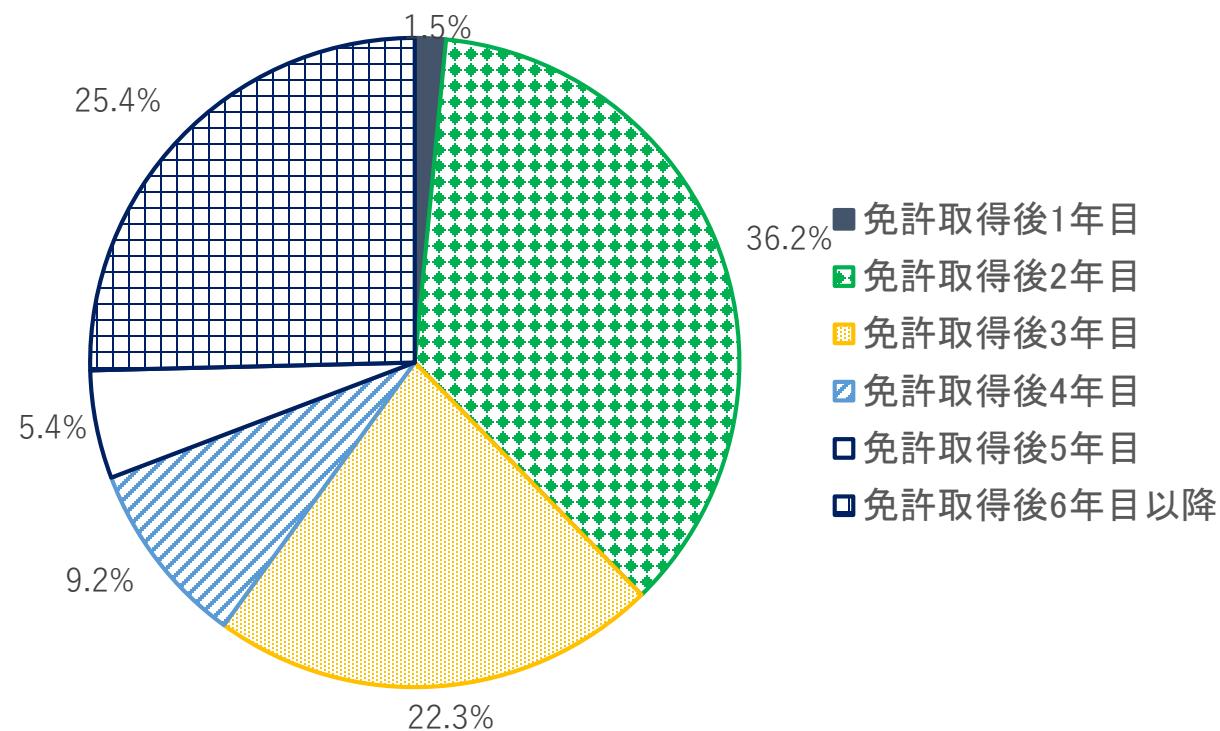
- 研修期間が考える理想の研修開始時期は、「免許取得後3年目」が約39%で最も多く、次いで「2年目」、「4年目」の順であった。
- 実際の研修開始時期は、「免許取得後2年目」が最も多く約36%、次いで「3年目」、「4年目」の順であった。

【理想的な研修開始時期】



(n=72)

【初回の研修実施時期】

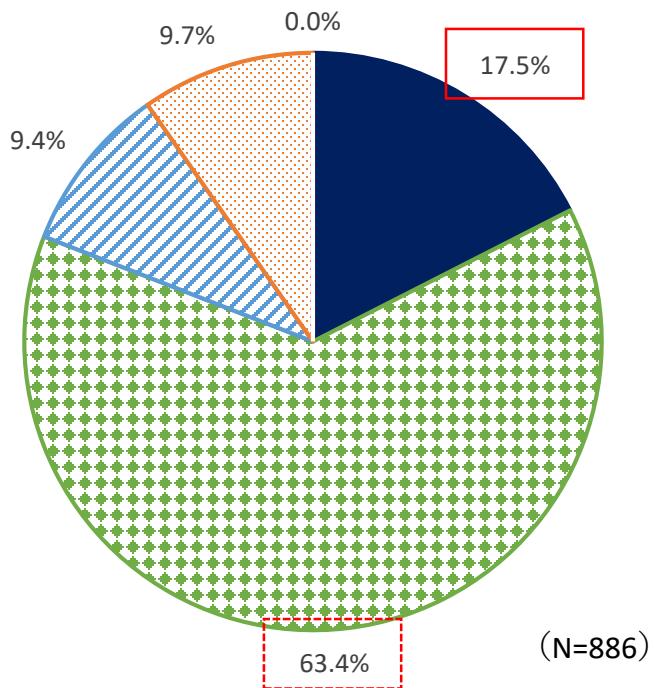


(n=130)

医科麻酔科研修の必要性(医師、歯科医師)

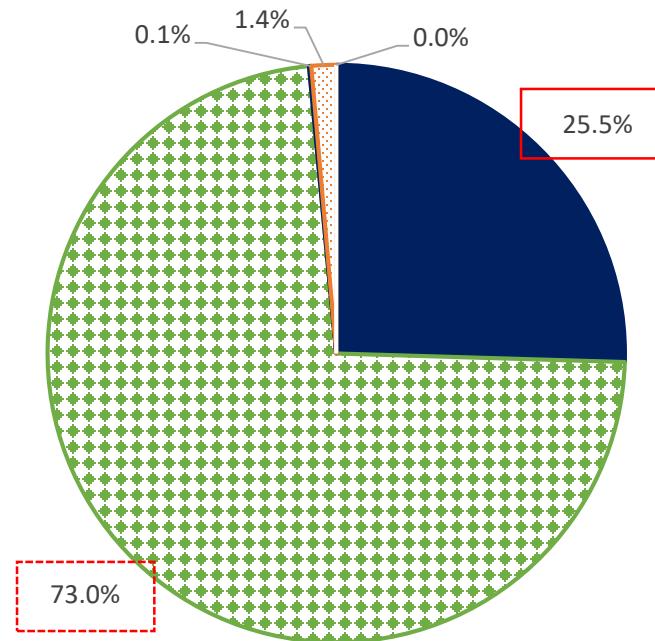
- 医科麻酔科研修について、医師の約 63 %が「必要な歯科医師が研修すればよい」、約 18 %が「すべての歯科医師が研修すべきである」と回答している。
- 医科麻酔科研修について、歯科医師の約 73 %が「必要な歯科医師が研修すればよい」、約 26 %が「すべての歯科医師が研修すべきである」と回答している。

【医師】



- すべての歯科医師が研修すべきである。
- ▣ 必要な歯科医師が研修すればよい。
- ▢ 研修の必要はない。
- ☒ わからない。
- 無回答

【歯科医師】

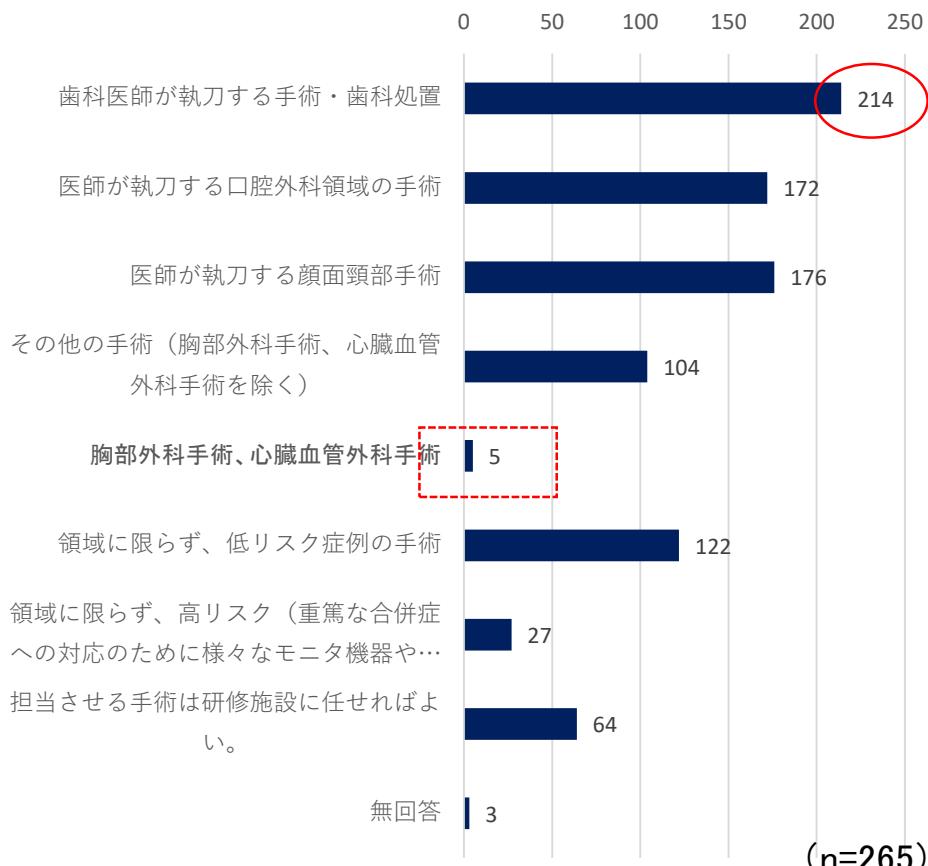


- すべての歯科医師が研修すべきである。
- ▣ 必要な歯科医師が研修すればよい。
- ▢ 研修の必要はない。
- ☒ わからない。
- 無回答

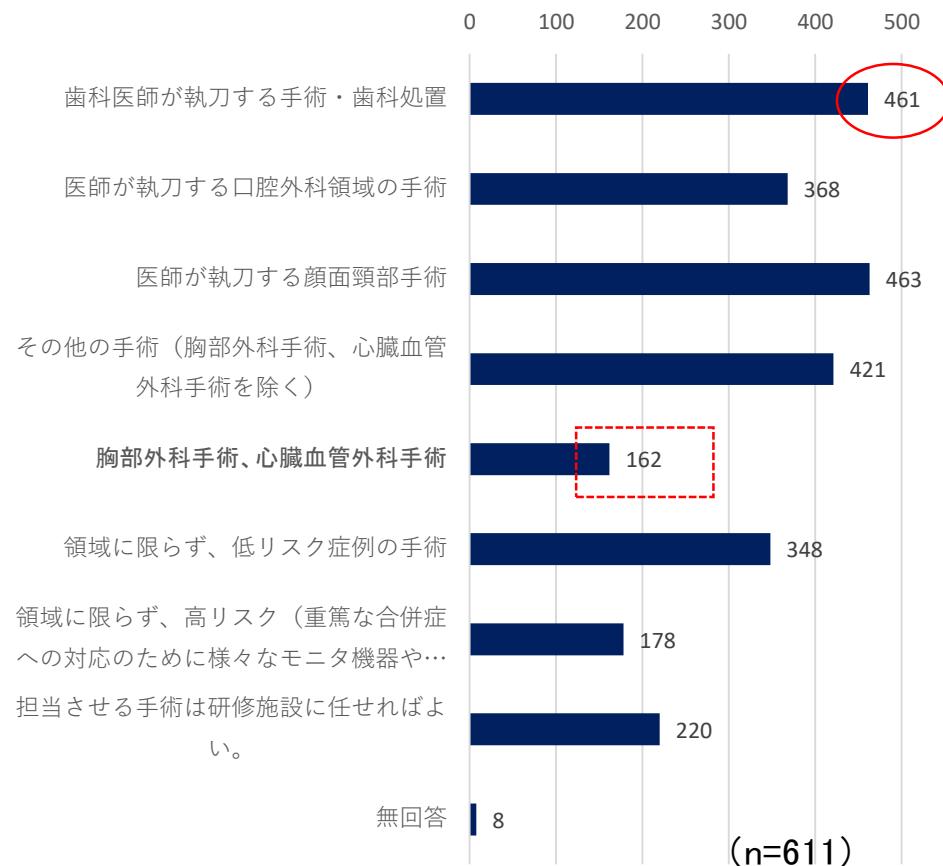
医科麻酔科研修で担当する手術の種類(医師・歯科医師)

- 医科麻酔科研修が行われる手術は、歯科医師が執刀するもの、医師が執刀する口腔・顎顔面領域のものが主である。
- その他の領域（特に外科や心臓血管外科等）については、医師と歯科医師で認識の乖離が大きい。

【医師】



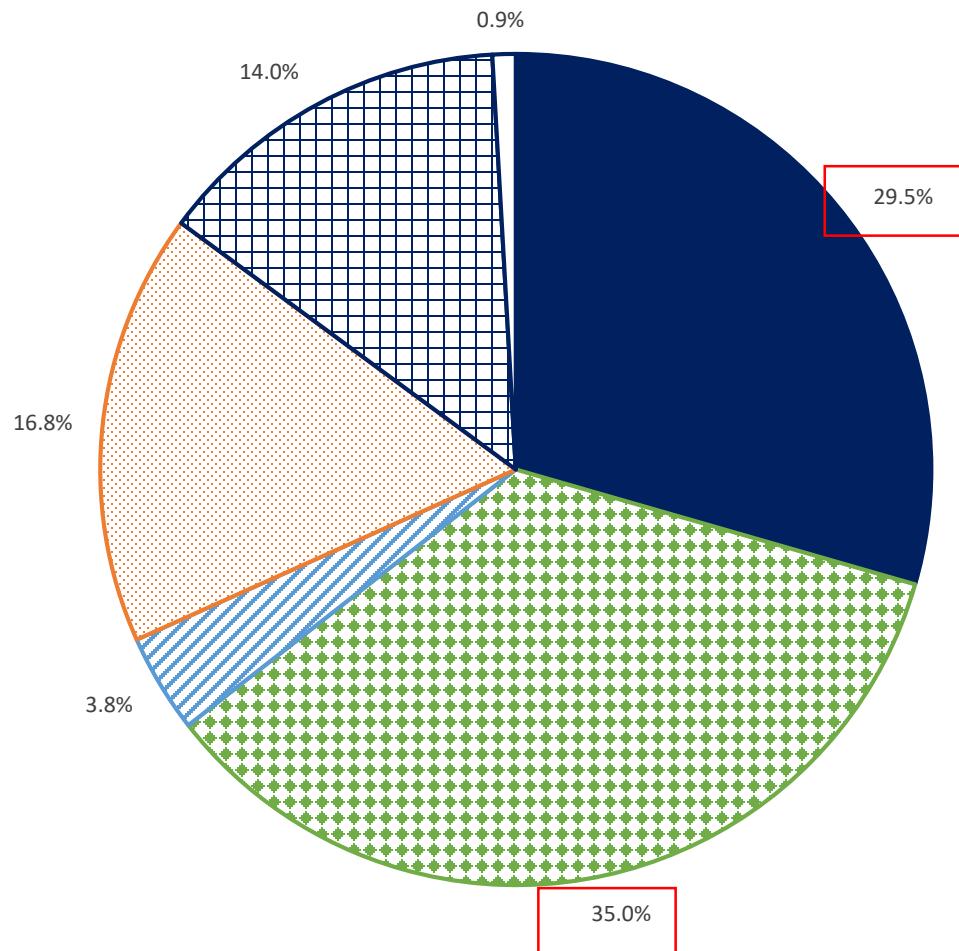
【歯科医師】



研修開始時に歯科医師に求める麻酔に関する知識・技能レベル(医師)

- 研修開始時に歯科医師に求める知識・技能レベルについて、約30%が「基本的な知識・技能を十分に修得していること」、約35%が「基本的な知識・技能を有していること」と回答した。

(医師)

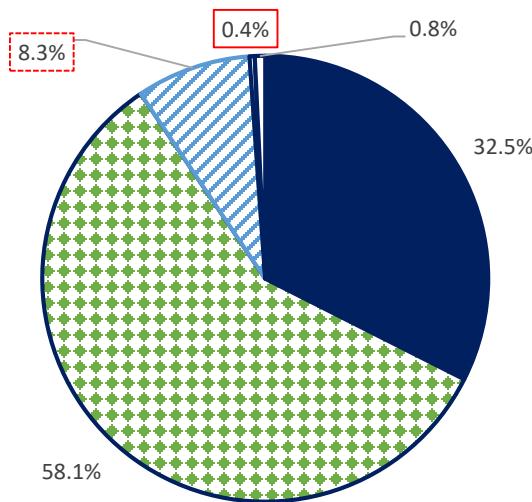


- 基本的な知識・技能を十分に修得しており、研修によって更に知識・技能の向上が期待できるレベル。
- 基本的な知識・技能を有しているが、初步からの研修が望ましいレベル。
- 厳格な指導・監督が必要と思われるレベル。
- レベルにはこだわらない。
- わからない。
- 無回答

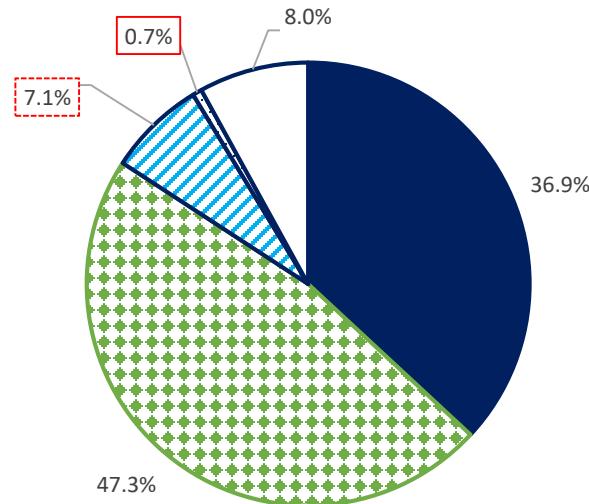
医科麻酔科研修時の指導体制(医師)

- 指導体制について、「求めに応じて断続的に指導」「原則として研修歯科医に任せる」という指導施設が見受けられる。

【現状】



【るべき姿】



■導入から覚醒までの麻酔の全過程でマンツーマンの指導を行う。

N=265

□導入・覚醒および手術中の折々の時期に継続的に指導する。

□導入・覚醒を中心として、手術中は研修歯科医師の求めに応じて断続的に指導する

□原則として研修歯科医師に任せる。

□無回答

■導入から覚醒までの麻酔の全過程でマンツーマンの指導を行う。

N=886

□導入・覚醒および手術中の折々の時期に継続的に指導する。

□導入・覚醒を中心として、手術中は研修歯科医師の求めに応じて断続的に指導する

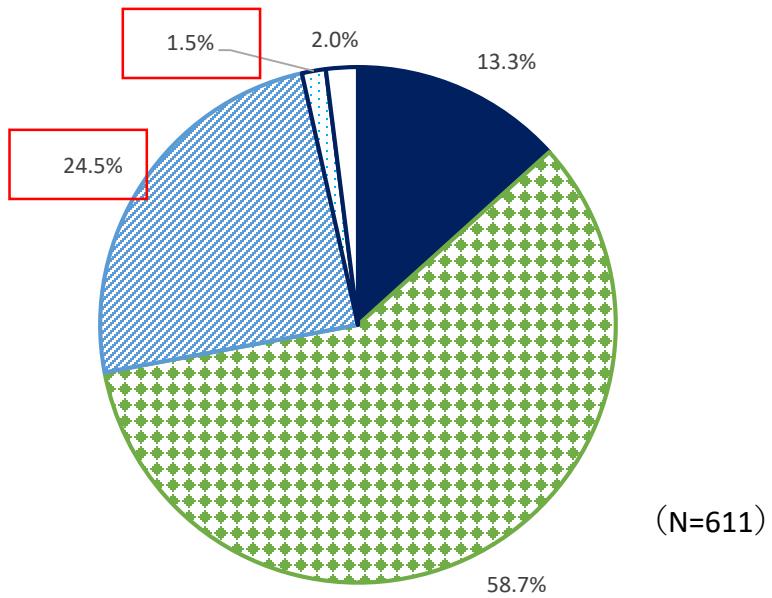
□原則として研修歯科医師に任せる。

□無回答

指導体制医科麻酔科研修時の指導体制(歯科医師)

- 指導体制について、「求めに応じて断続的に指導」「原則として研修歯科医に任せる」という指導施設が一定程度、見受けられる。

【現状】



■導入から覚醒までの麻酔の全過程でマンツーマンの指導を行う。

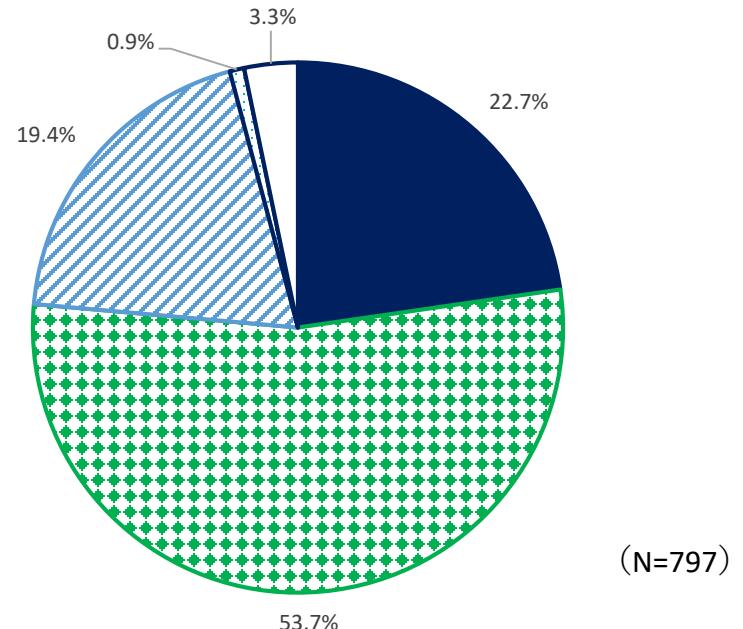
□導入・覚醒および手術中の折々の時期に継続的に指導する。

▢導入・覚醒を中心として、手術中は研修歯科医師の求めに応じて断続的に指導する

▣原則として研修歯科医師に任せる。

▢無回答

【るべき姿】



■導入から覚醒までの麻酔の全過程でマンツーマンの指導を行う。

□導入・覚醒および手術中の折々の時期に継続的に指導する。

▢導入・覚醒を中心として、手術中は研修歯科医師の求めに応じて断続的に指導する

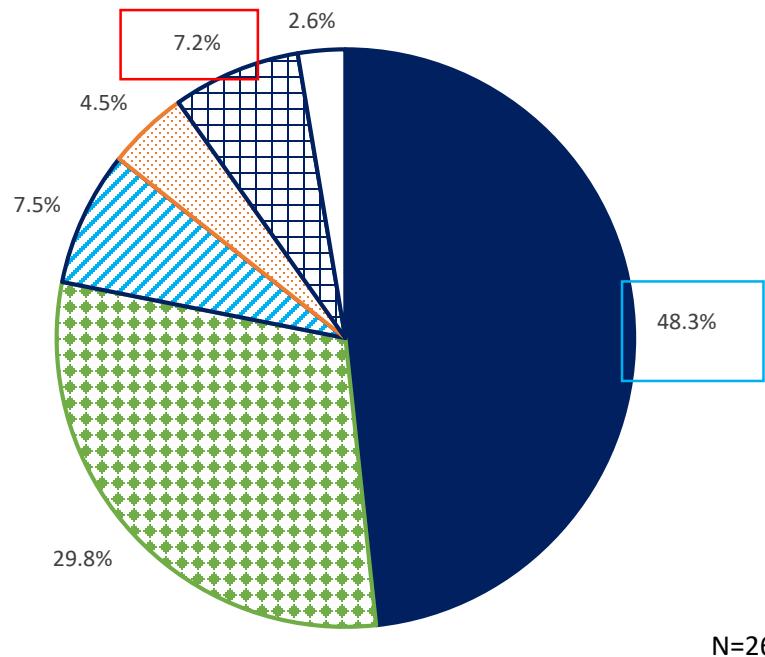
▣原則として研修歯科医師に任せる。

▢無回答

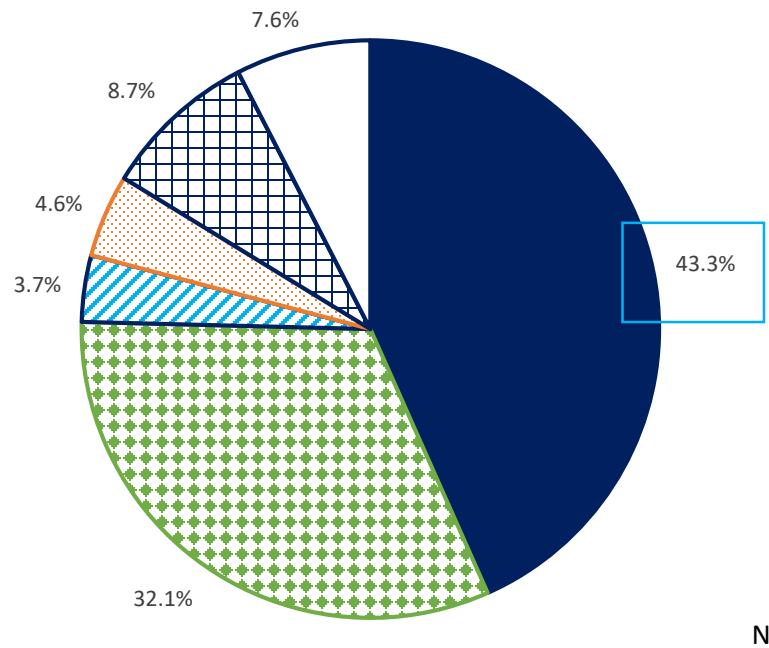
患者への説明と同意(医師)

- 同意取得の方法は、文書・口頭、個別同意・包括同意など様々である。
- 同意取得不要と考えている者が見受けられる。

【現状】



【るべき姿】



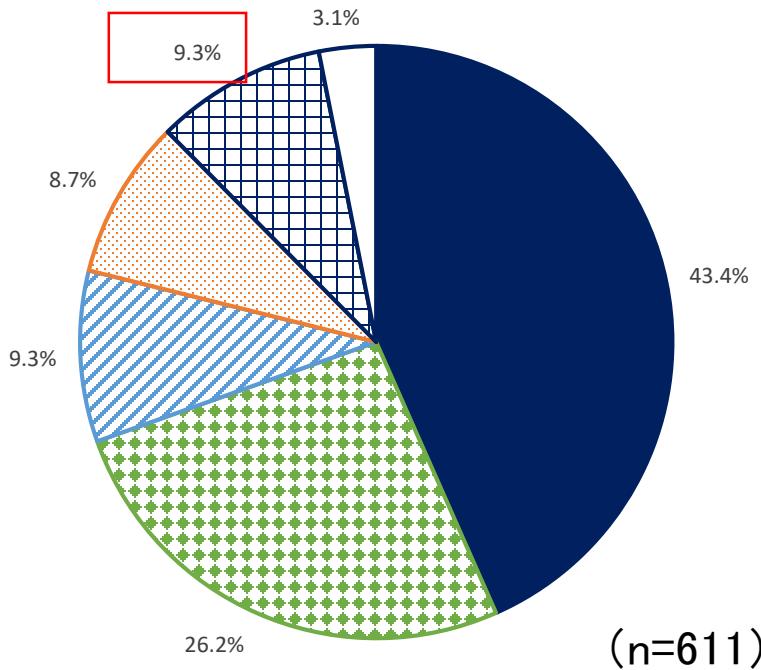
- 医科麻酔科研修について文書で説明し個別同意を得る。
- ▣ 医科麻酔科研修について文書で説明し包括同意を得る。
- ▢ 医科麻酔科研修について口頭で説明し個別同意を得る。
- ▣ 医科麻酔科研修について口頭で説明し包括同意を得る。
- ▣ 医科麻酔科研修に関する同意取得は不要である。
- ▢ 無回答

- 医科麻酔科研修について文書で説明し個別同意を得る。
- ▣ 医科麻酔科研修について文書で説明し包括同意を得る。
- ▢ 医科麻酔科研修について口頭で説明し個別同意を得る。
- ▣ 医科麻酔科研修について口頭で説明し包括同意を得る。
- ▢ 医科麻酔科研修に関する同意取得は不要である。
- ▢ 無回答

患者説明と同意の取得(歯科医師)

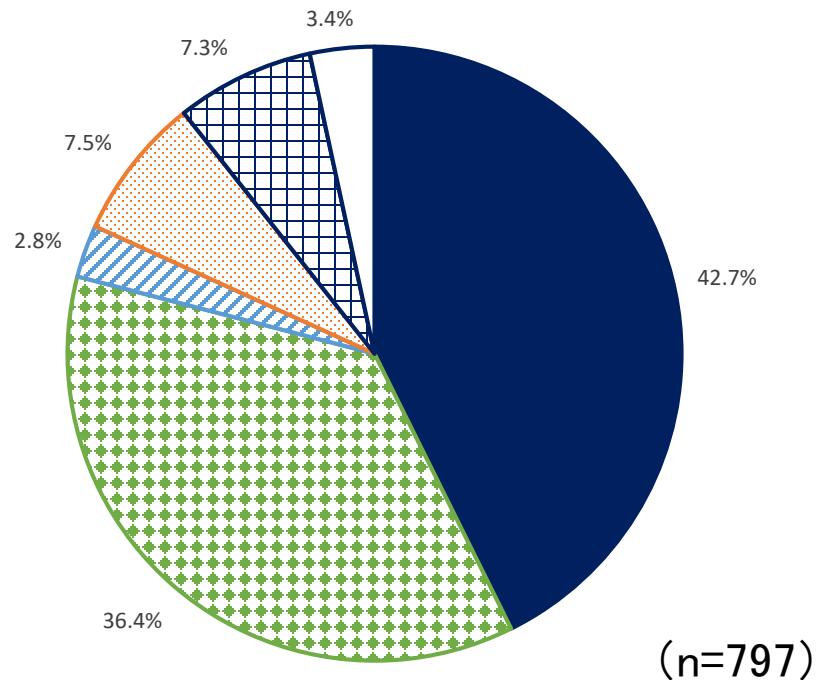
- 同意取得の方法は、文書・口頭、個別同意・包括同意など様々である。
- 同意取得不要と考えている者が見受けられる。

【現状】



- 医科麻醉科研修について文書で説明し個別同意を得る。
- 医科麻醉科研修について文書で説明し包括同意を得る。
- 医科麻醉科研修について口頭で説明し個別同意を得る。
- 医科麻醉科研修について口頭で説明し包括同意を得る。
- 医科麻醉科研修に関する同意取得は不要である。
- 無回答

【るべき姿】

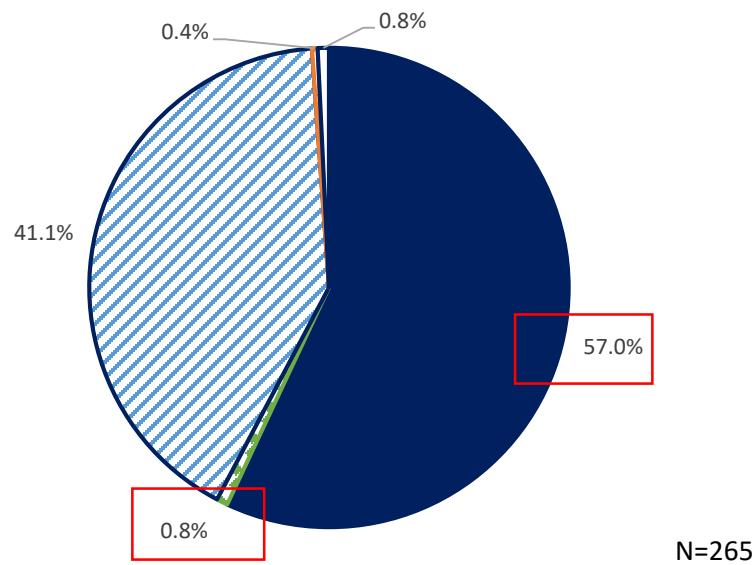


- 医科麻醉科研修について文書で説明し個別同意を得る。
- 医科麻醉科研修について文書で説明し包括同意を得る。
- 医科麻醉科研修について口頭で説明し個別同意を得る。
- 医科麻醉科研修について口頭で説明し包括同意を得る。
- 医科麻醉科研修に関する同意取得は不要である。
- 無回答

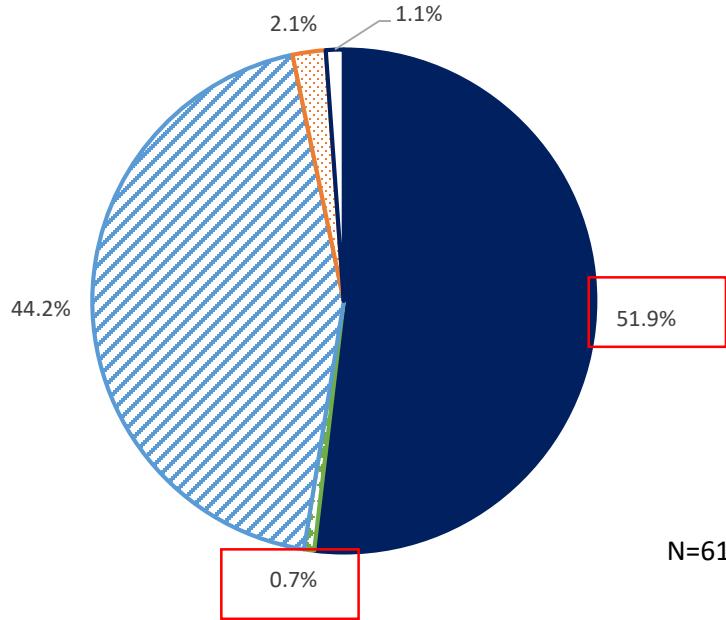
研修歯科医師が担当した症例の麻酔記録(医師、歯科医師)

- 麻酔記録について、麻酔の責任担当者である研修指導者を筆頭者としている施設が、5割～6割程度あるものの、研修歯科医師を筆頭者にしている施設もある。

【医師】



【歯科医師】



■ 指導医（指導補助医）の氏名が筆頭でその後に研修歯科医師の氏名を記載する。

▣ 指導医（指導補助医）の氏名のみを記載する。

▢ 研修歯科医師の氏名が筆頭でその後に指導医（指導補助医）の氏名を記載する。

▣ 研修歯科医師の氏名のみを記載する。

□ 無回答

■ 指導医（指導補助医）の氏名が筆頭でその後に研修歯科医師の氏名を記載する。

▣ 指導医（指導補助医）の氏名のみを記載する。

▢ 研修歯科医師の氏名が筆頭でその後に指導医（指導補助医）の氏名を記載する。

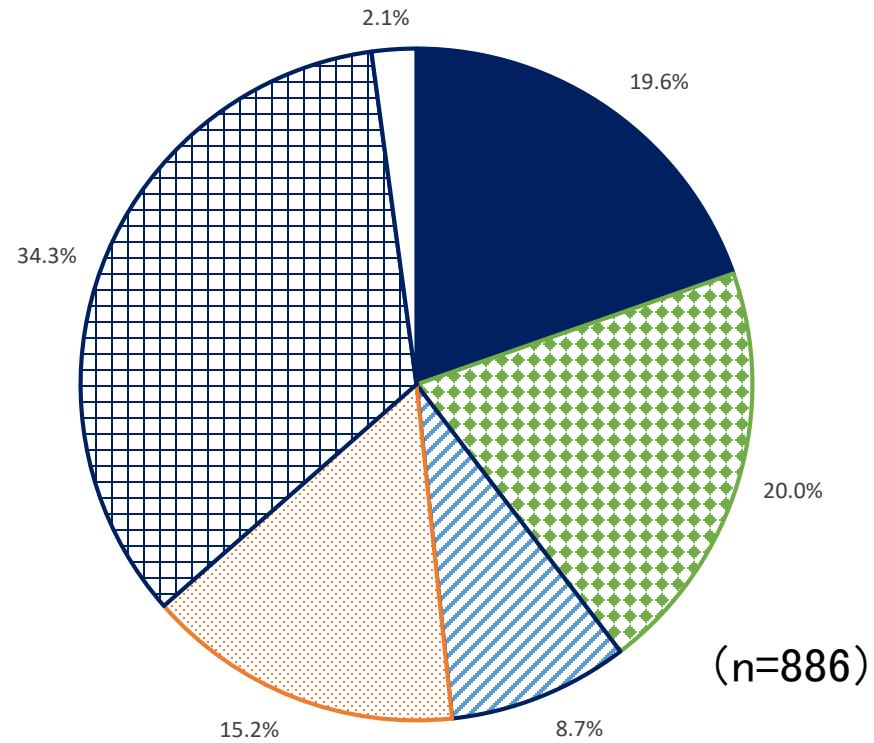
▣ 研修歯科医師の氏名のみを記載する。

□ 無回答

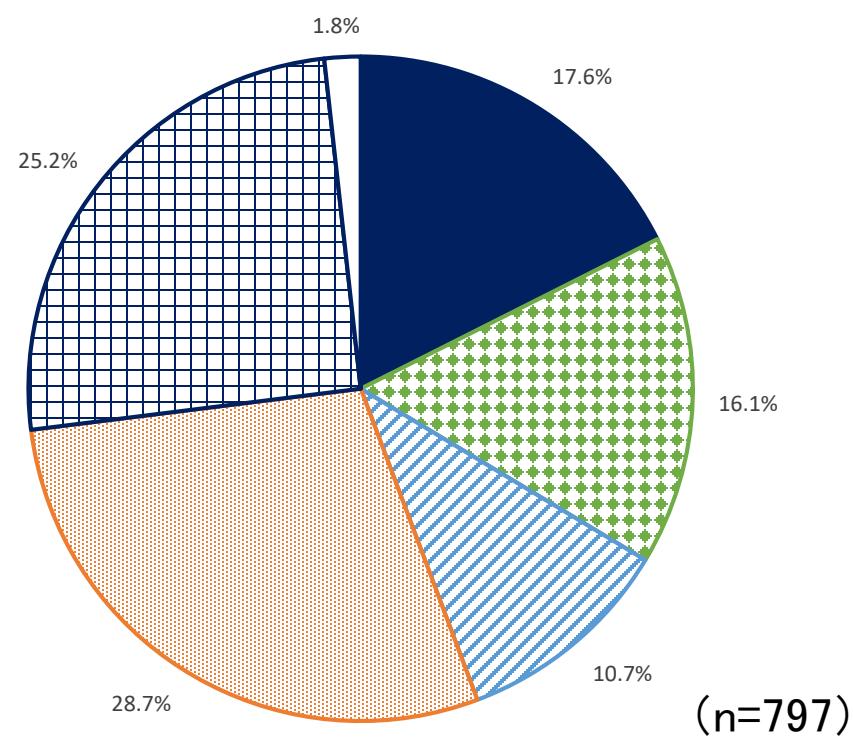
医科麻酔科研修の許容される通算の最長期間

- 医科麻酔科研修の許容される通算期間の考え方は、医師、歯科医師ともに様々である。

【医師】



【歯科医師】



■ 12か月以下
▣ 25～60か月
□ わからない。

▣ 13～24か月
▣ 61か月以上、生涯でもよい。
□ 無回答

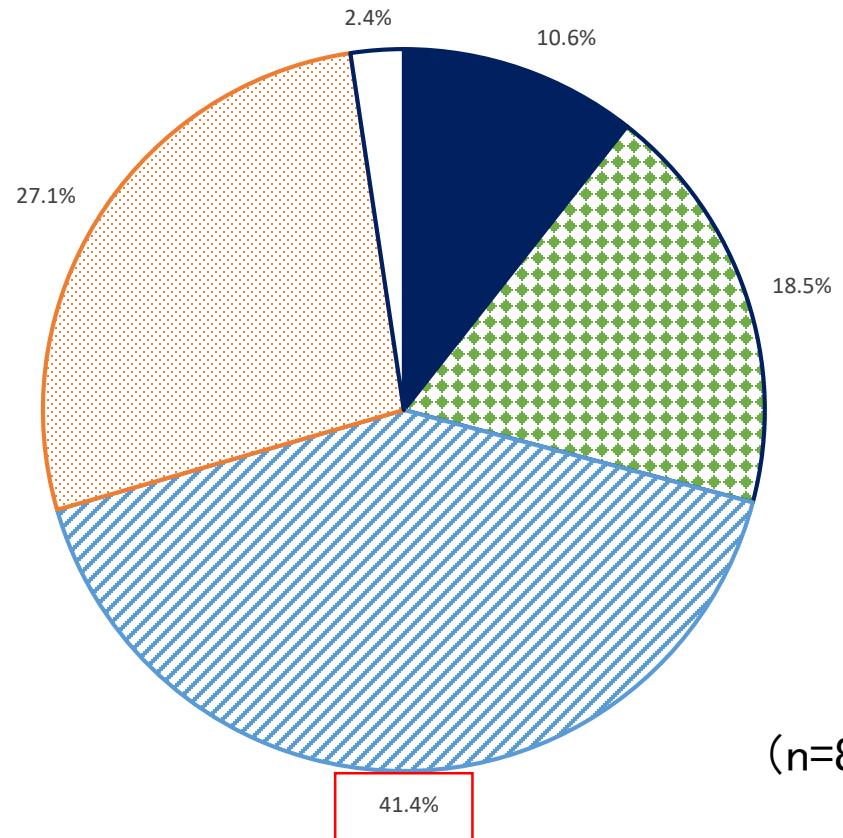
■ 12か月以下
▣ 25～60か月
□ わからない。

▣ 13～24か月
▣ 61か月以上、生涯でもよい。
□ 無回答

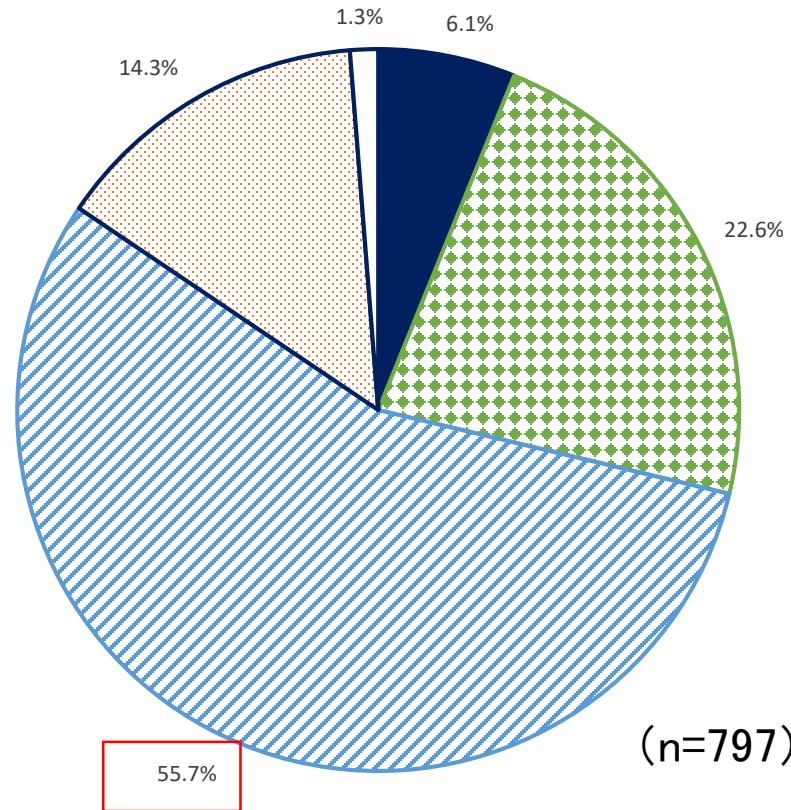
医科麻酔科研修の反復研修の必要性(医師、歯科医師)

- 医科麻酔科研修の反復研修について、医師の約41%、歯科医師の約56%が「回数は無制限で反復継続してよい」と回答している。
- また、医師の約19%、歯科医師の約23%は「回数を限って反復継続してよい」と回答した。

【医師】



【歯科医師】



■反復研修は不要である。

□回数を限って反復研修してよい。

□無回答

■回数は無制限で反復研修してよい。

□わからない。

■反復研修は不要である。

□回数を限って反復研修してよい。

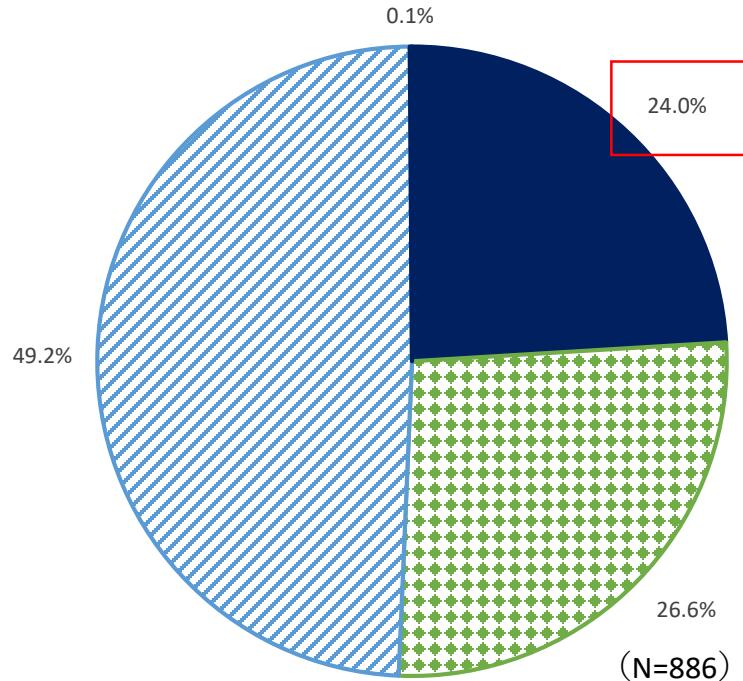
□わからない。

□無回答

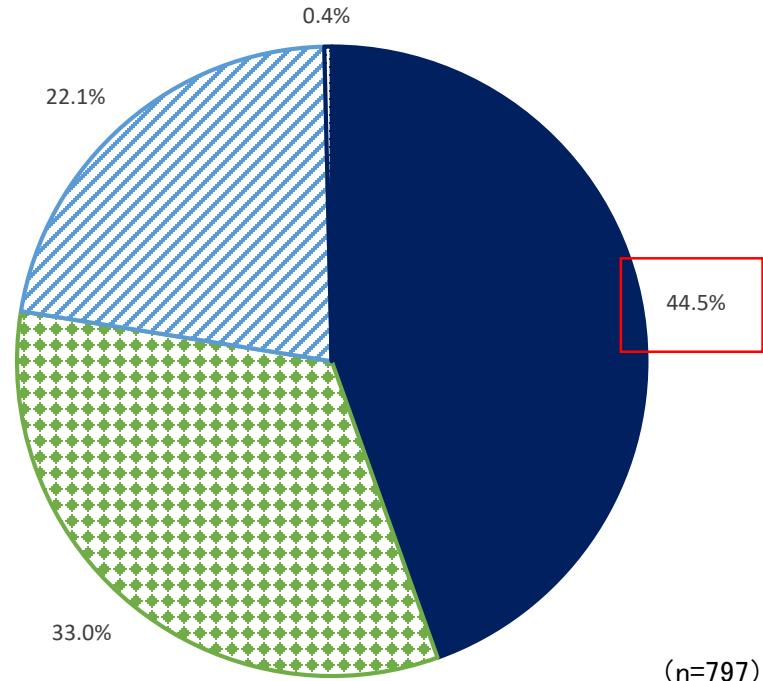
ガイドラインについて(医師、歯科医師)

- ガイドラインについて、読んだことがあり内容を十分に理解していると回答したのは、医師の約24%、歯科医師の約45%にとどまっている。

【医師】



【歯科医師】



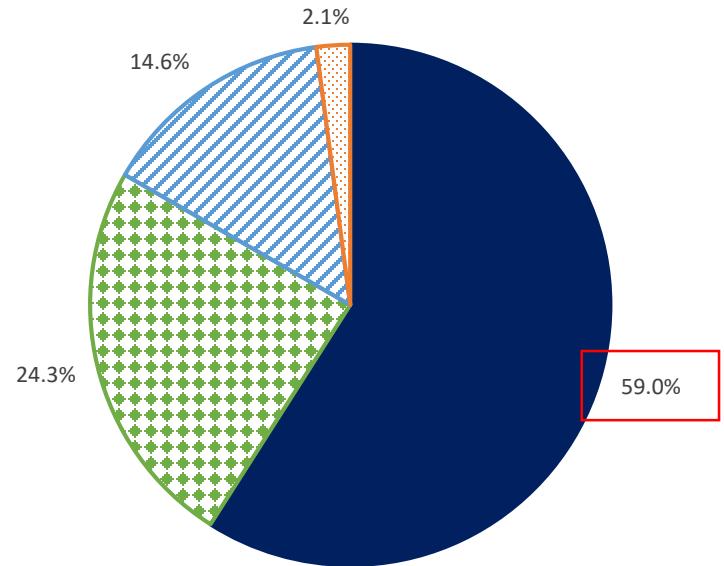
- 読んだことがあり、内容を十分に理解している。
- 読んだことはあるが、内容を十分には理解していない。
- 読んだことがない。
- 無回答

- 読んだことがあり、内容を十分に理解している。
- 読んだことはあるが、内容を十分には理解していない。
- 読んだことがない。
- 無回答

アドバンスレベルのガイドラインの必要性(医師、歯科医師)

- 日本歯科麻酔学会認定医相当の者等を対象としたアドバンス研修について、医師の約6割、歯科医師の約7割が「アドバンスレベルのガイドラインを策定するのがよい」と回答している。

【医師】



(n=144)

■ アドバンスレベルのガイドラインを策定するのがよい。

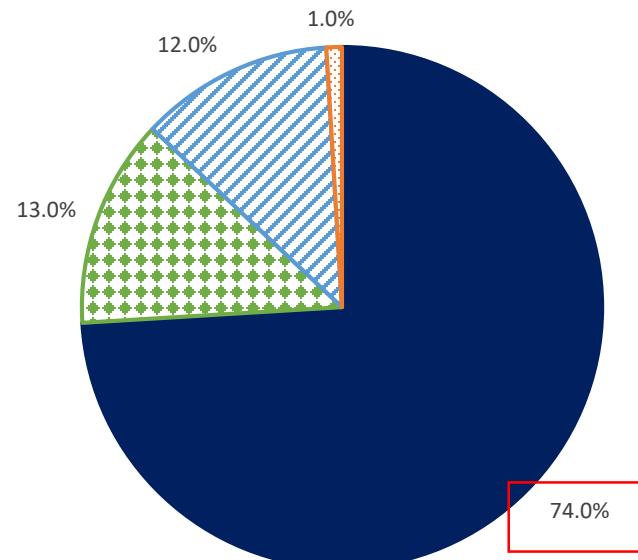
□ 別々のガイドラインであってもアドバンスレベルのガイドライン

は不要である。

□ わからない。

□ 無回答

【歯科医師】



(n=208)

■ アドバンスレベルのガイドラインを策定するのがよい。

□ 別々のガイドラインであってもアドバンスレベルのガイドラインは不要である。

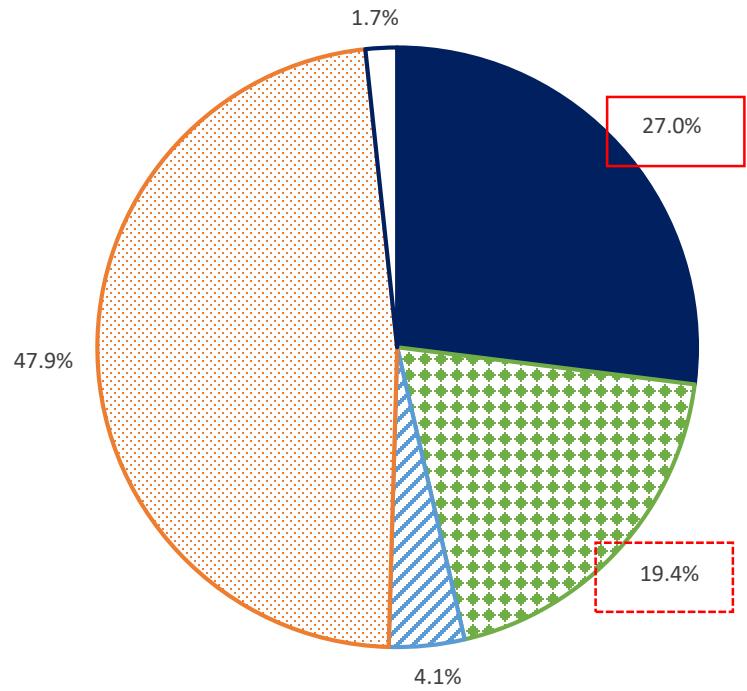
□ わからない。

□ 無回答

ガイドラインの見直しについて(医師)

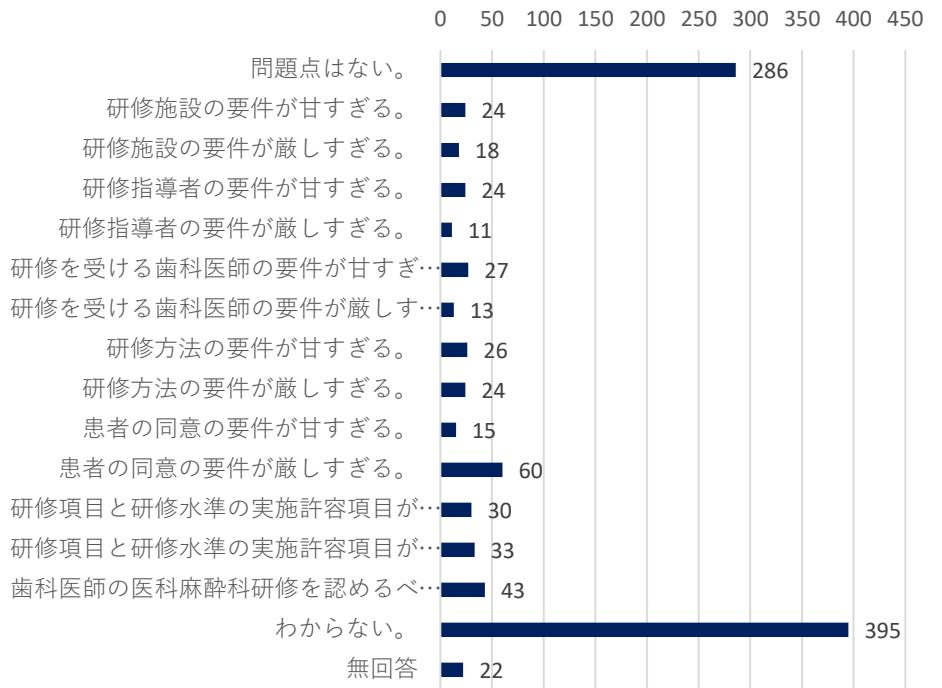
- 現在のガイドラインについて、改訂の必要はないと考えている医師は約27%、改訂すべきであると考えている医師は約19%である。
- 研修施設や研修内容・方法に対する意見は様々である。

【現状】



- 改定は必要ない。
- ▣ 現行ガイドラインを改定すべきである。
- ▢ 現行ガイドラインを廃止し、医科麻酔科研修を廃止すべきである。
- ✖ わからない。
- ▢ 無回答

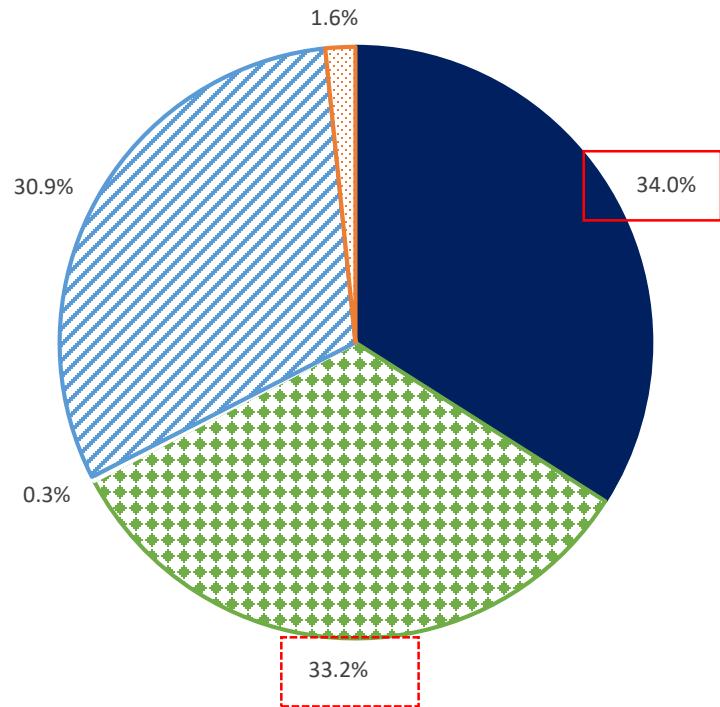
【内容】



ガイドラインの見直しについて(歯科医師)

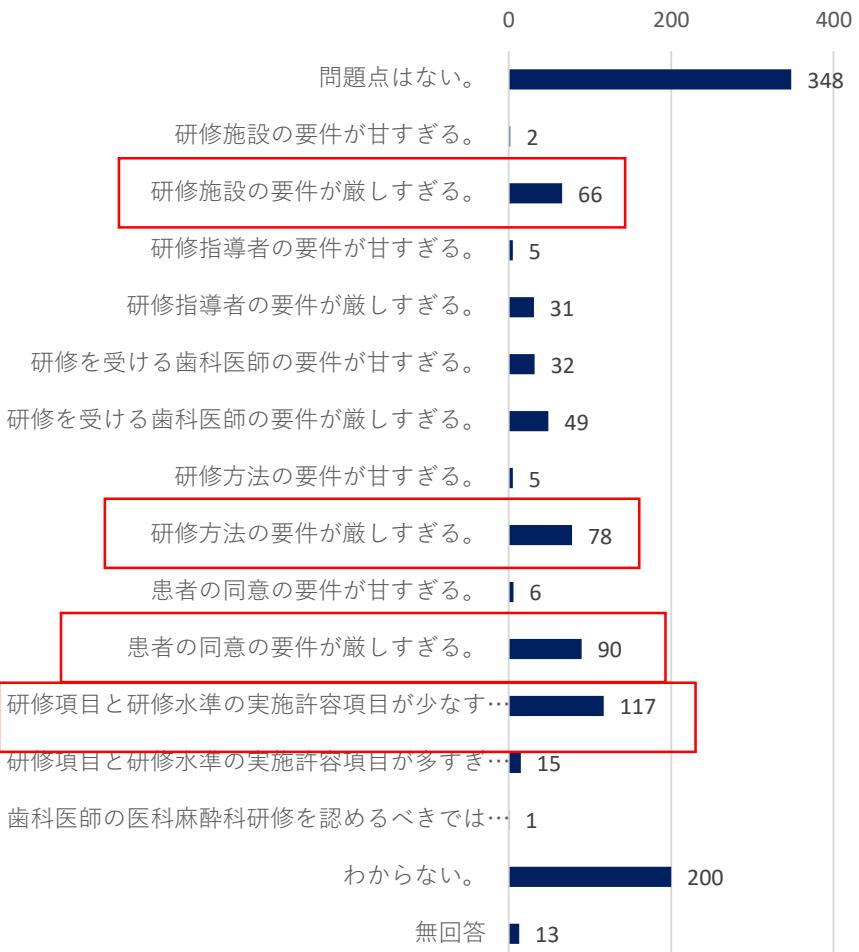
- 現在のガイドラインの改定の必要がないと考えている歯科医師は、約34%であり、改訂すべきであると考えている歯科医師は約33%である。
- 研修施設や研修内容・方法に対して、「厳しい」と考えている者が多い。

【現状】



- 改定は必要ない。
- 現行ガイドラインを改定すべきである。
- 現行ガイドラインを廃止し、医科麻酕科研修を廃止すべきである。
- わからない。
- 無回答

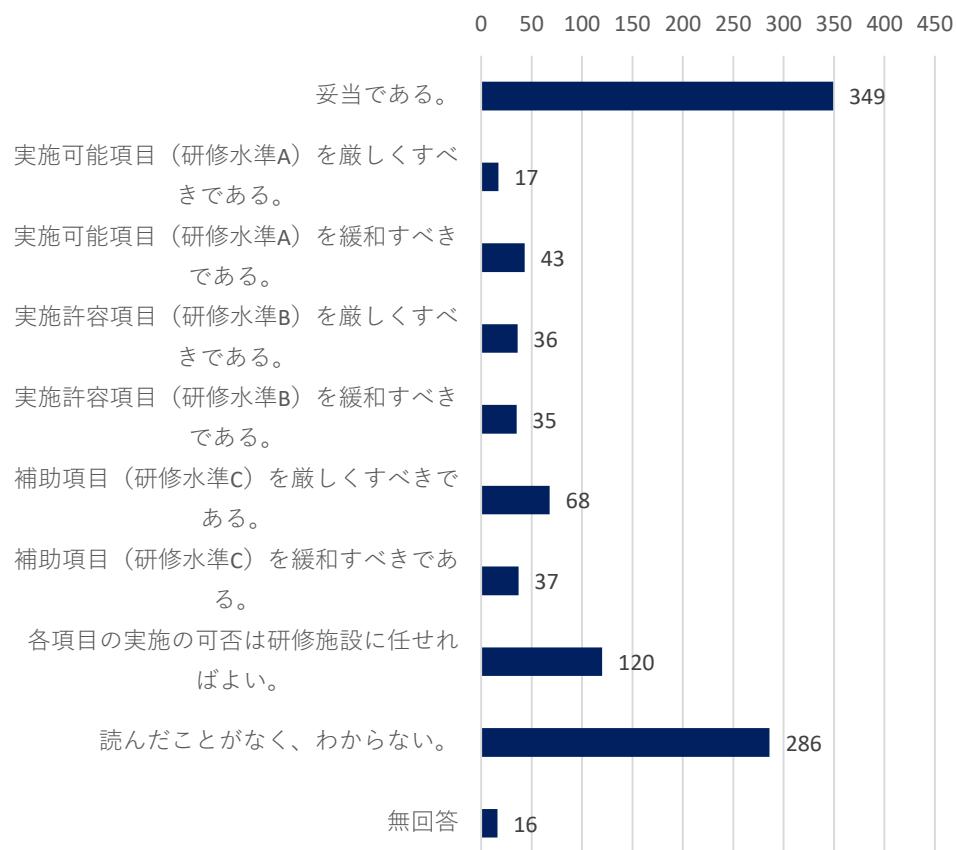
【内容】



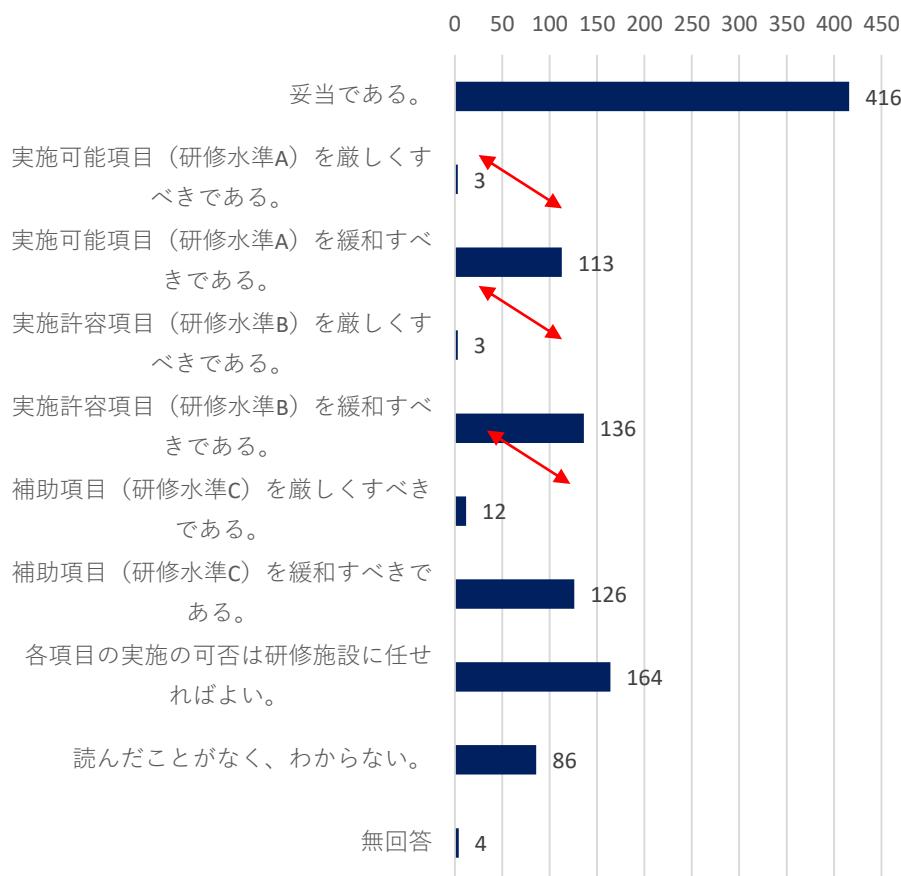
現行ガイドラインに記載された研修項目と研修水準(医師・歯科医師)

- 医師、歯科医師ともにガイドラインに記載された項目と研修基準について、おおむね妥当であると考えている。
- 歯科医師はガイドラインを厳しくすべきと考える者と緩和すべきと考える者の隔たりが大きい。

【医師】



【歯科医師】



(n=886)

(n=797) 29

実施可能項目(研修水準A)のうち、
実施許容項目(研修水準B)、補助項目(研修水準C)、見学項目(研修水準D)に変更(厳しく)すべきと考える項目

(医師)



(歯科医師)



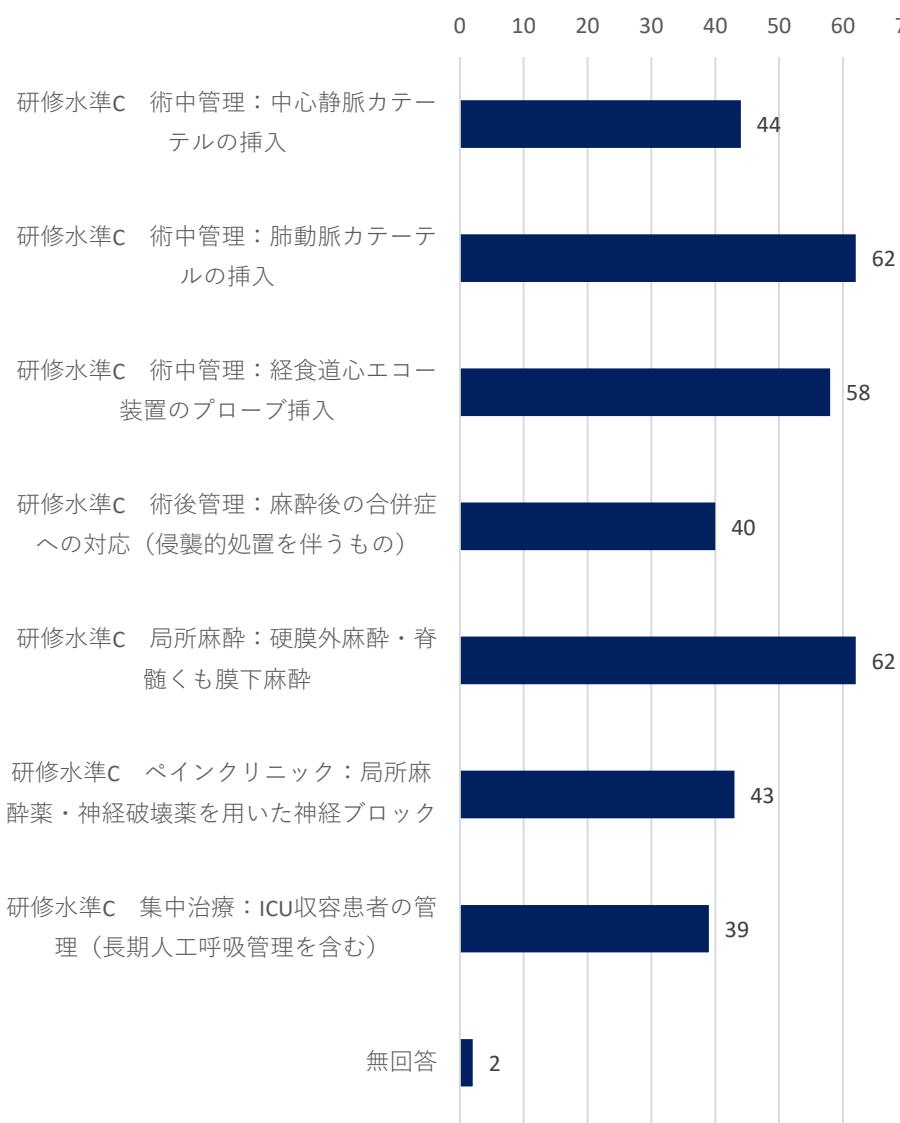
【医師】



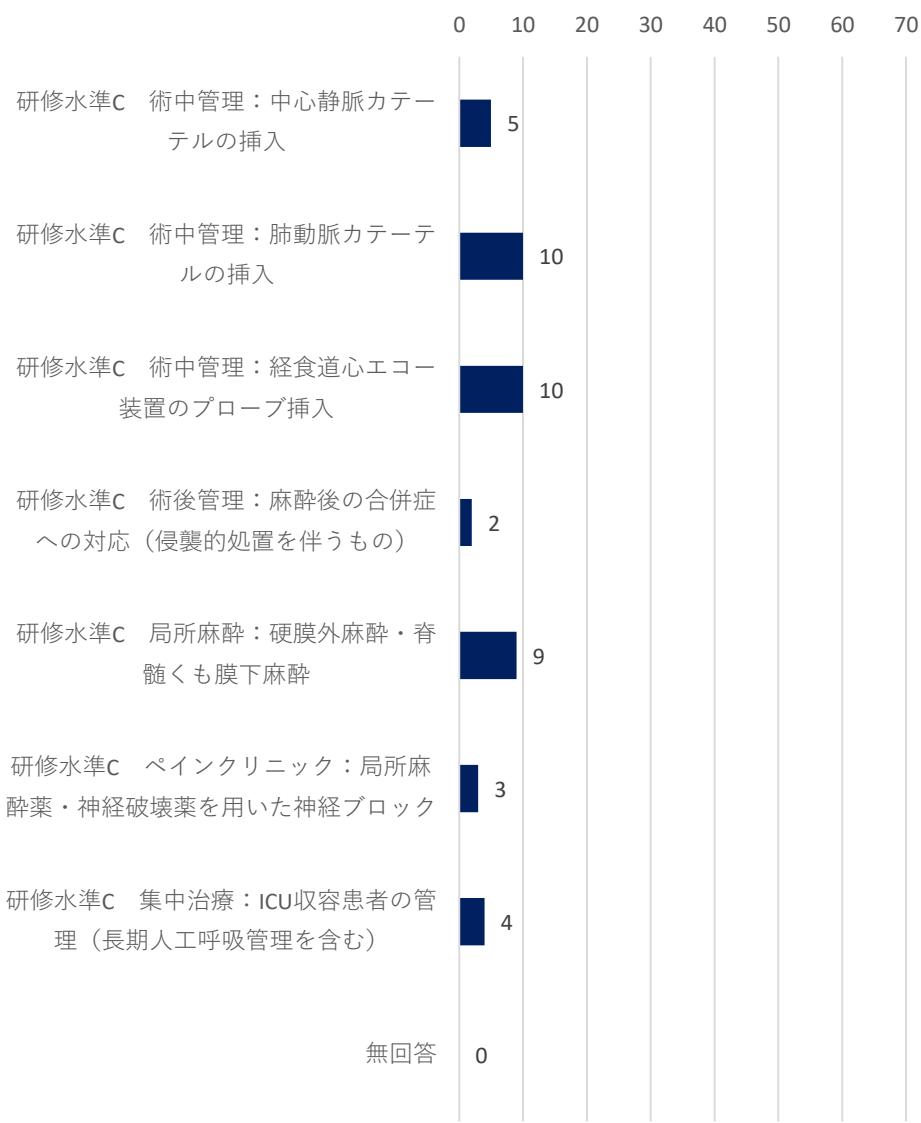
【歯科医師】



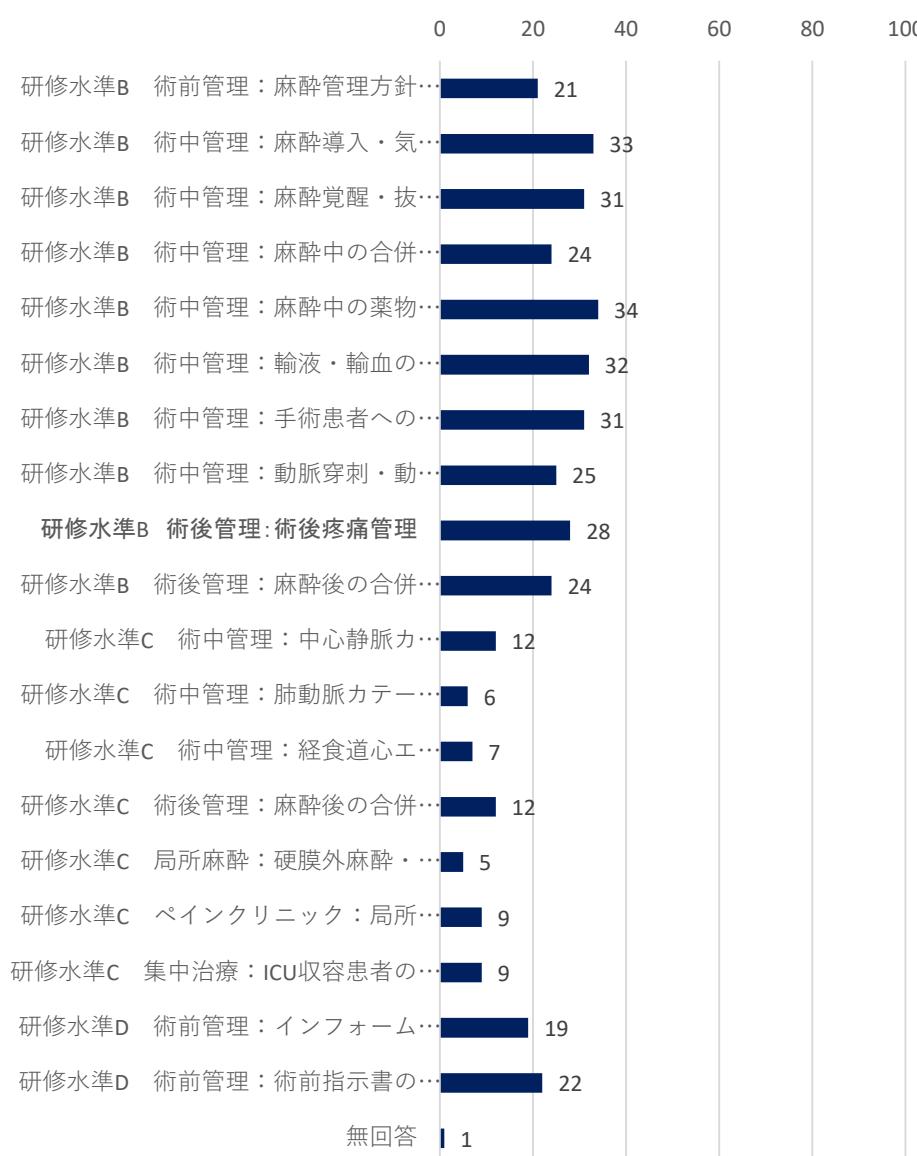
【医師】



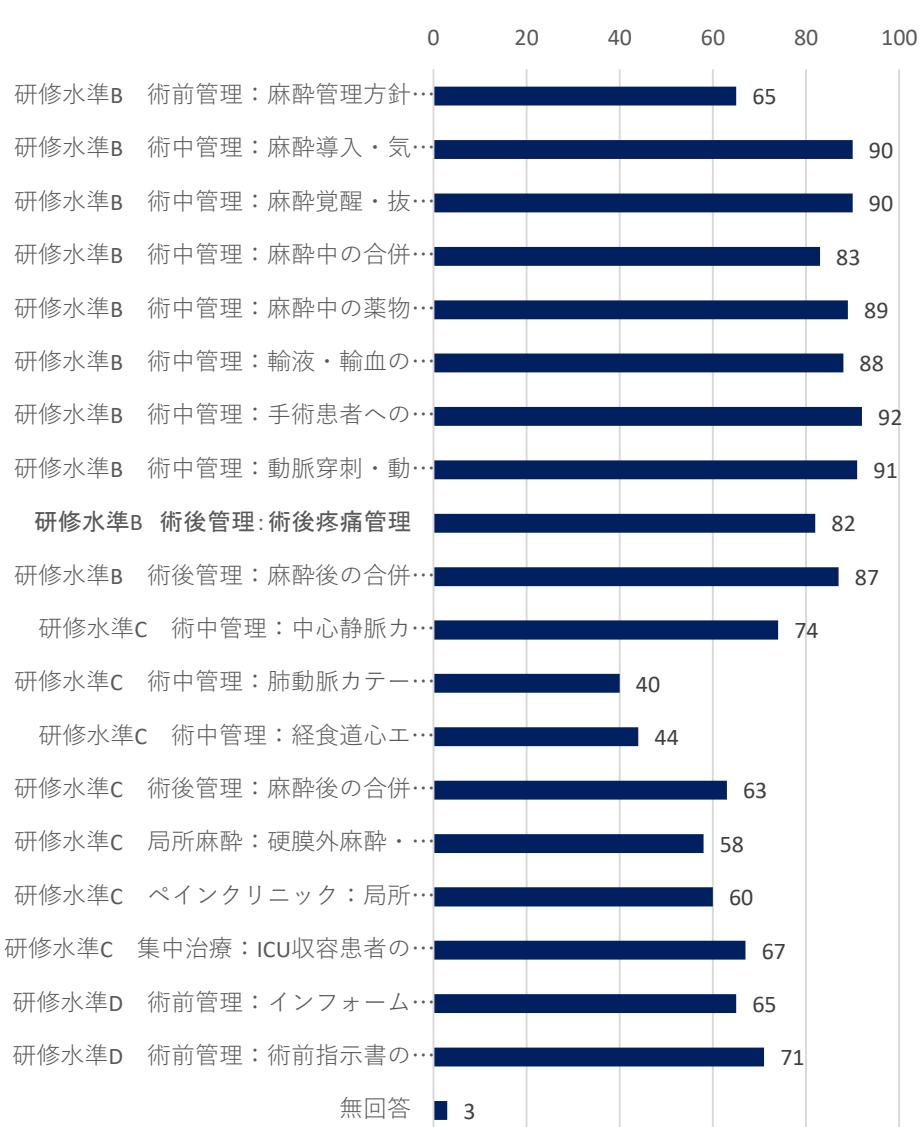
【歯科医師】



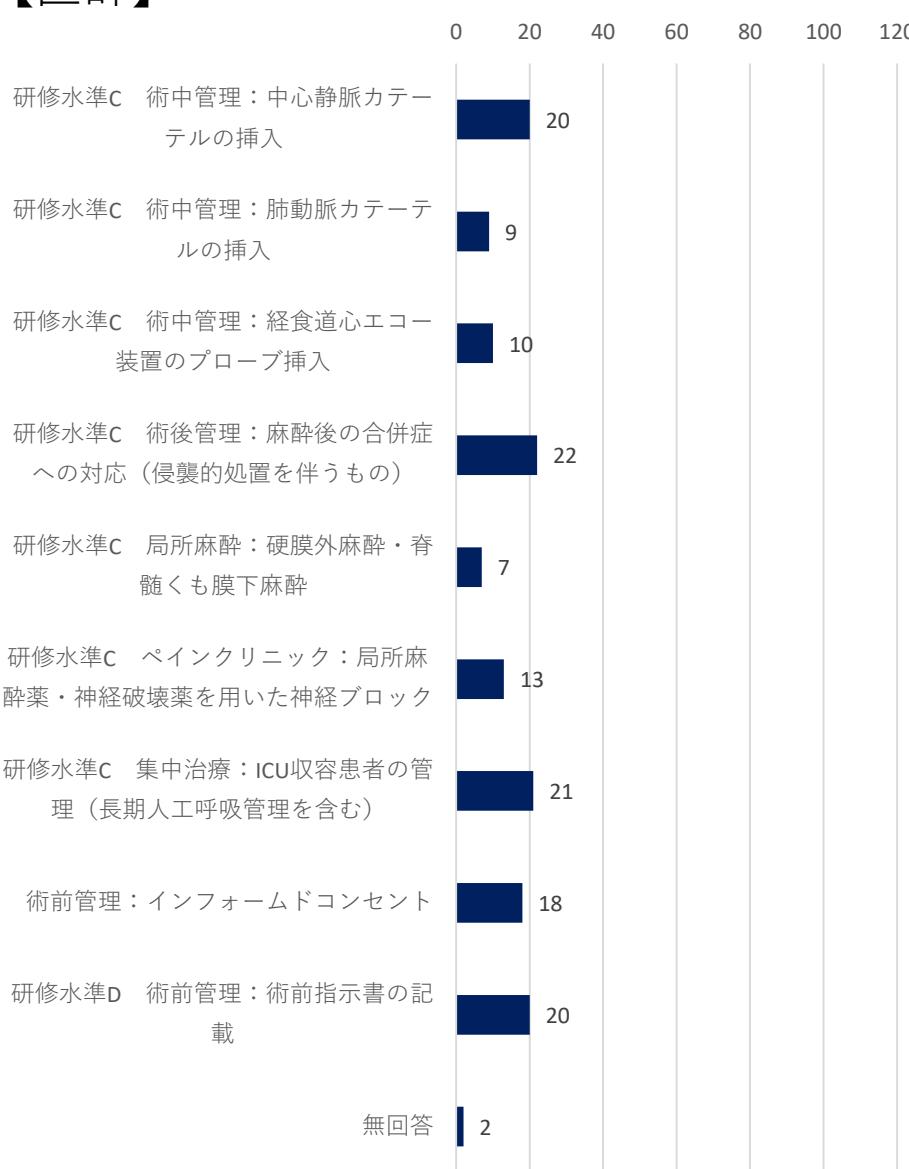
【医師】



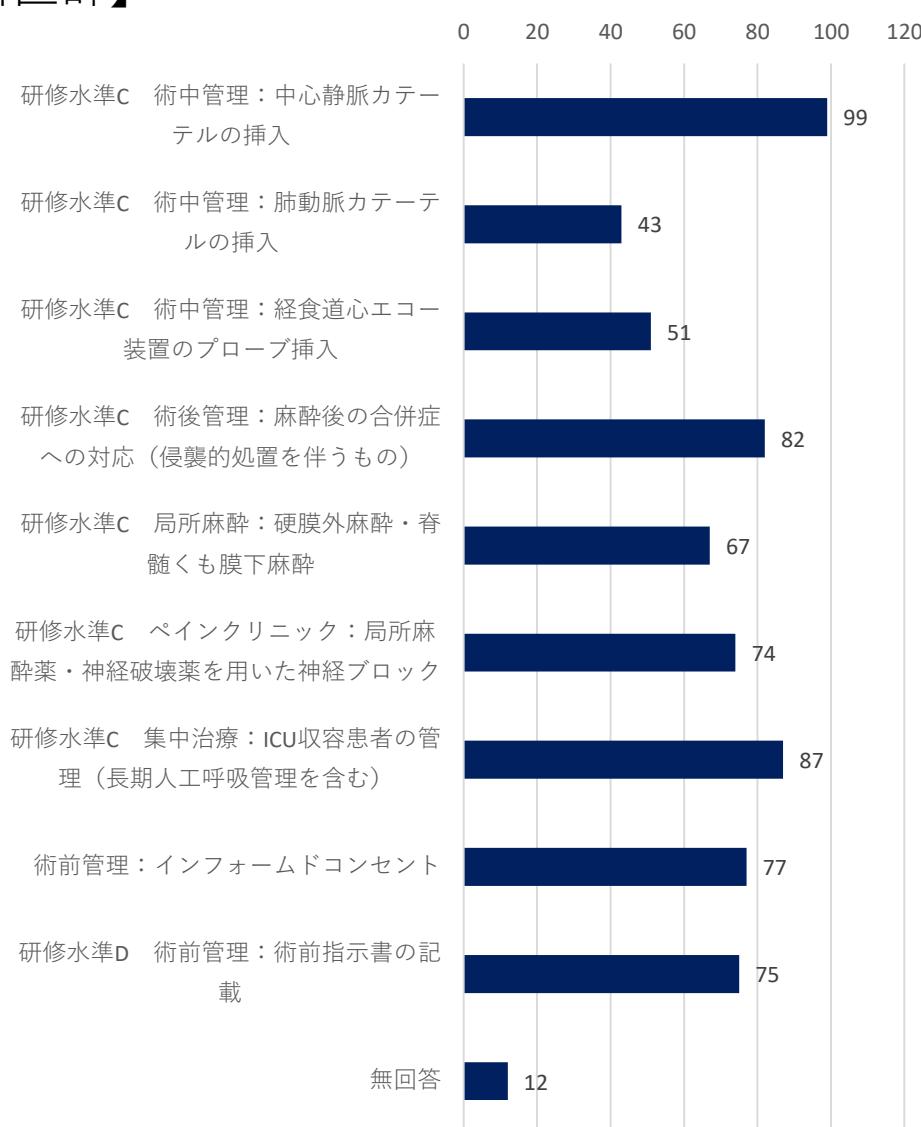
【歯科医師】



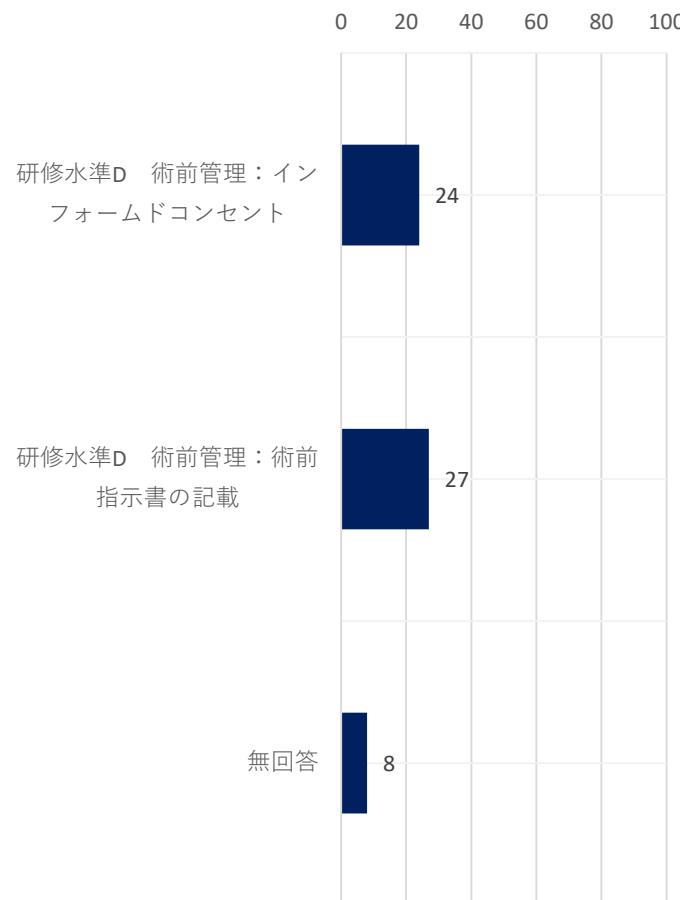
【医師】



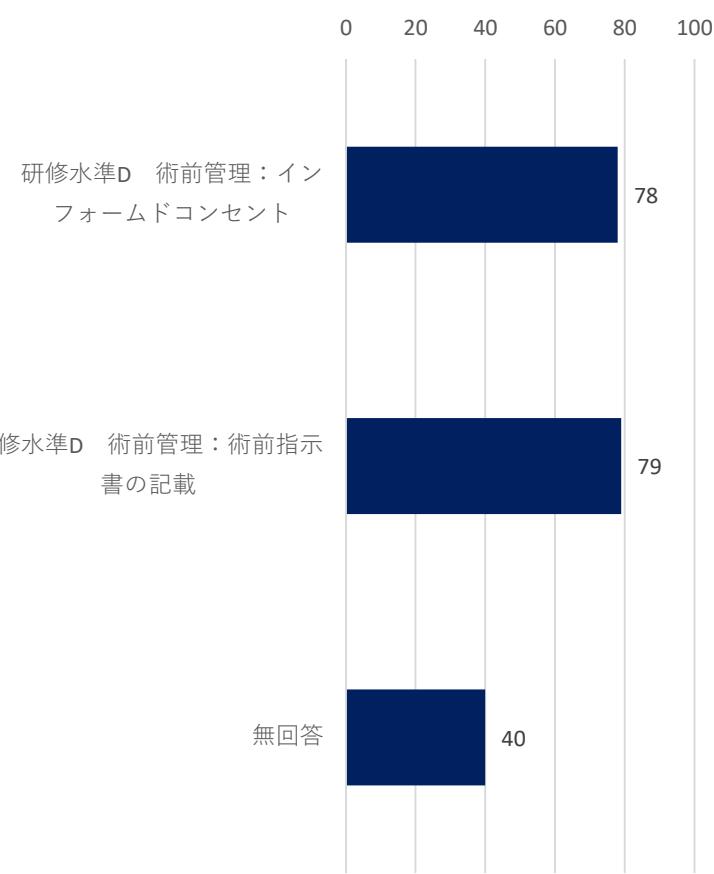
【歯科医師】



【医師】



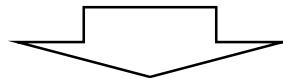
【歯科医師】



論点

【現状】

- 「歯科医師の医科麻酔科研修のガイドライン」は平成14年に策定され、平成20年に改訂された。
- 研修には様々な知識・技能レベルの歯科医師が参加している。
- 医科麻酔科研修の許容される通算の期間の考え方は様々であるが、反復研修については肯定的な意見が多い。
- 研修水準について、厳しくすべきという研修項目がある一方で緩和すべきという研修項目がある。
- 歯科医師と医師では研修項目の実施内容について、同じ研修項目でも意見の乖離がみられる。
例えば、歯科医業として遭遇する可能性が低い項目は見学にしてはどうかという意見や、一部の行為については補助項目（研修水準C）ではなく実施可能項目（研修水準A）にしてはどうかとの意見がある。
- 現行のガイドラインに規定されている説明と同意の取得、指導医の指導体制及び麻醉記録の記載等の方法が遵守されてない。



【論点】

- 適切な研修の実施体制を確保し安全な医療を提供する観点から、説明と同意の取得、指導医の指導体制及び麻醉記録の記載等についてガイドラインの遵守を推進するために、どのような取組が考えられるか。
- 現状一律の研修内容となっているが、質の高い医療を提供するため、どのような対応が考えられるか。また、研修受講者の習熟度等に応じた研修内容を分析・検討するため、当該受講者の臨床経験等に加えて、どのような情報を登録・収集することが考えられるか。